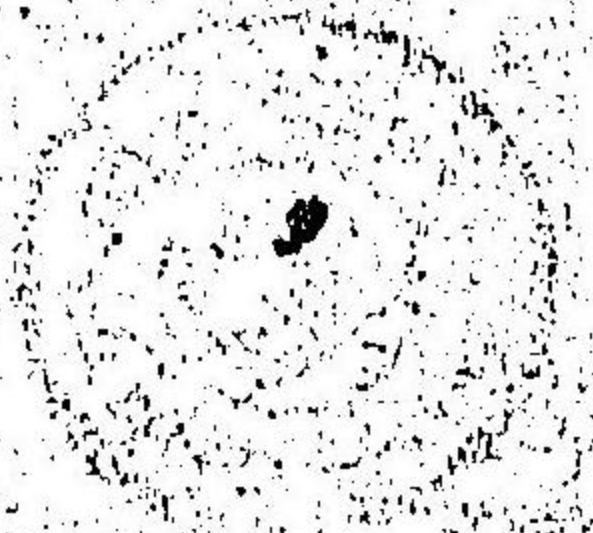


17
98

櫻田烈全傳
完



叙

四

天下之志士、傳天下之志士、吾知天下之志士、讀之而必泣矣、不泣者非天下之志士也、下士聞道大笑之、不笑不足以為道也、水戶綿引天行天下之志士也、維新之初、余在東京、與列藩志士交游、始訪天行於其藩邸、天行少壯志氣英邁、容貌雄偉、一見如舊、慷慨論時事、其後寂乎無聞、余

序

想天行器宇之大蓋天下莫能容也余亦
狂愚不得志於當世深隱于關谷自分永
棄一日有客叩柴扉出而見之則天行也
白髮蒼顏恍乎尚存舊時之面目因呼酒
談笑天行慨然曰天下無知己世事日非
吾跋涉名山大川詩酒放浪聊消其憂今
又老病吾將往舊都埋骨於山紫水明處
嗚呼天行天下之志士也雖君子固窮也

余獨悲其志不覺老淚潛々也頃天行寄
書曰吾知櫻田十八烈士之志者矣余而
不立其傳則天下後世誰能知之子知余
志者請一言序之余曰方今功利說大行
于天下以忠孝仁義為迂闊至論楠公忠
死比匹夫溝瀆之縊此書一出為天下之
笑必矣雖然日月不滅綱常倫理存焉世
豈無志士仁人哉志士仁人讀此書而不

泣者幾希矣、則可以存名、教於將絕也、天
行撰述之志、其在斯也、歟、因序、
明治卅年八月於靜谿書院

後山西 毅一撰併書

世靈

櫻田烈士傳

緒言

徳川幕府の末路に方りて、紀綱稍く紊れ、人心離反し、女謁盛に行われ、權臣の跋扈、貨幣の濫出、等横政の施くところ一にして、足らず、加之外交事情日と逐て相迫り、志士慷慨、時政の過失を抗撃して、有司を蔑視するに至り、上下互に陵轢して、底止する所を知らざるの姿なりしかば、朝廷には深く軫念あらせられ、當時有爲の藩々に勅諭を下し、玉ひこれ等の弊事を釐正し、國是を確立せしめ、外國の所置等何くれとなく、御沙汰ありしかとも、特に水戸家

へは國家のため大に盡す所あるへしとの綸旨を賜りにければ時の大老職井伊直弼専ら異議を唱へ朝廷を要し奉り齊昭公をば水戸へ禁錮し彼の朝紳諸藩主をばしめ藩士浮浪の徒に至るまで憂國愛君の志を抱けるものは盡く屏斥し剩へ大獄を起したるはかくれもなき事實にして彼戊午の義獄乃ち是なりける遂にまた豺狼の慾を逞ふし曩に水戸家へ下賜せられし勅諭を返納すへしと頻りに迫りたるに水戸藩有志の人々はさらなり中に就き金子孫二郎高橋多一郎等その專横を憤り奮激やるかたなく天下の志士と共々に匡濟

の策を講究するものから薩摩の岩下方平伊知地貞馨有村雄介等の諸士と評議すらく今や幕府幼沖にして政事の方策は尽く井伊大老より出て、專恣無度とまてに届れり彼奴めを除かずんは天下の弊事得て革むると難きのみとこゝに評議一決して庚申三月三日櫻田門外の事變とはなりし也その細大の事實は十八士が各自の傳に就きて知らるべしといへども此舉たるや金子高橋等が施爲にいて、天意人心共に注目する所たれば此顛末を知らんとせば第一彼の二人者の履歴を詳にせざるへからずゆへに今十八烈士が傳を記す

るの始めに二人の傳を掲けたるは聊事の本源よりして末流の清濁を測り知るの一端に外ならざる也

明治二十年の春東京台麓の書院にありて

東海道人 綿引泰識

例言

一此書の事實は多く著者自ら其人々に接し且つその經歷せし事蹟を筆記するものによりて成れる也故に世の口碑に傳ふる所の風説をそのまま小説講談にものせしとは霄壤の差あるへし讀者請ふ之を了せよ

一櫻田の擧は世に十七士と傳稱すれとも現場に出たりしは全く十八人なり今それの事蹟を述べて初めに金子高橋二人の傳を載せたるは是れその主謀者たるによるもし二人者の傳なかりせば

此舉の顛末を悉すによしなきを以てなり
増子金八は既に歸宅の後病死し海後嵯峨之介は
今に存命の人なれば是また語て詳にせざる所以
なり

一此舉に付前後關係を有せる人々ありしかとこゝ
には全く十八人の事蹟を記載するにとゞめて櫻
田始末筆記に譲れり

著 者 識

目次

- 金子孫二郎傳 附勇勇次郎傳
- 高橋多一郎傳 附勇莊左衛門傳
- 佐野竹之介傳 黒澤忠三郎傳
- 大關和七郎傳 廣岡子之次郎傳
- 山口辰之介傳 森 五六郎傳
- 岡部三十郎傳 關 鐵之介傳
- 有村治左衛門傳 齋藤 監物傳

鯉淵要人傳

稻田重藏傳

杉山彌市郎傳

蓮田市五郎傳

森山繁之介傳

廣木松之介傳

増子金八傳

附後藤哲之介傳

海後嵯峨之介傳

以上

櫻田烈士傳

東海道人 述

金子孫二郎傳 附勇次郎傳

金子孫二郎教孝は世々水戸藩に仕へて食祿二百石
 と知行せり實は川瀬七郎右衛門教徳の次男にして
 金子孫三郎能久が養子たり人となり沉毅にして膽
 略あり初め水戸中納言齊脩卿子なく舍弟敬三郎君
 として世子となすへかりしに老臣榊原淡路守等幕
 府の執政と謀し合せ幕府の庶公子を迎へ家政を專
 にせんと企てたるにそのと瓜かに水戸へ聞ひけれ
 は孫二郎同志の人とを語らひさまく奔走して其

議を止め遂に敬三郎君を立つ後に中納言齊昭卿とて世に賢明の聞にありしは此人なりき天保中孫二郎徒目附となる其後藩士黨派二つに分れ正好相きしること甚たし孫二郎武田正生等と共に上書して正黨を助く後に吟味役より奥祐筆を経て郡奉行に進む弘化三年齊昭卿蜚語に中り罪蒙りて國を嫡子參議慶篤卿に譲り駒込の別邸に蟄居す奸臣時を得て孫二郎が職を停め大番組に貶したれと猶忌み嫌めて公族松平頼讓が齊昭卿の冤を訴へ出しを孫二郎が計ひなりとて食祿を褫きこれを官舎に禁錮す其後卿には罪をゆるされ孫二郎も我家に歸ること

を得たり嘉永六年また郡奉行となり三年を經其功勞をもて班を先手同心頭にすゝめらる安政三年國中大風雨ありて田穀みのらす卿には孫二郎を江戸邸に召して其狀を問はれしにつぶさにこれを陳して救恤の策を上りしかば和歌を賜ひて其志を賞美せらる孫二郎職に在ると前後十五年郷校を興し田賦を均くし部内よくおさまれり或時一編の書を著し檢田の法殖産の制を論しこれを恩の露と名づく是より先きに吉成又右衛門信貞といふ者郡宰となり民心を得たりされは前に吉成後に金子ありとて人々其功を稱し合へり同五年天朝水戸家に内勅を

賜ひ仰下さるゝ旨あり孫二郎若年寄杉浦羔次郎安等と江戸邸に駈せ参し慶篤卿に説き進め速に朝旨を奉行せしめんとす幕府これを聞き水戸の家老安島帶刀京都留主居鵜飼吉左衛門等を捕へ又京都所司代酒井若狹守忠義して内勅を下されし事政令二途に出て大亂の基なれば早く返納せしめらるゝへしと奏請し傳奏廣幡中納言の卿此事聞し召させらるゝ由仰られしかは老中安藤對馬守信正篤慶卿の許に往き向ひ勅諭返納あるへしと云此事やがて水戸に聞ひければ正黨の人々大に怒り主上の我君を頼み思召し内勅を賜りしはこよなき武門の面目なる

に何でう返納するとかある萬一さる勅諭あらんには直に朝廷にこそ返し奉るべけれ幕府にさし出す謂れなしなといひ争ふにぞ藩吏これを制しかね信正に返納の期猶豫せられんとを請しゝかと許されず若し遲滞するに於ては主家のため悪かりなると聞ひければ藩吏懼れて又其旨を水戸にいひ遣り群議まぢくなま中に前家老大塲主膳正景淑進み出てまたびの事よ誠の朝命にはあらじ一説幕府有司の計らいとこそ覺ゆれ若し彼等が意に任せなば尊王の道に背き佐幕の策に違ひ一旦は無事に似たれとも終に國勢を振起すべからずと申しゝかとも

猶返納の議に決し件の勅書を江戸に持行んとす有志の若者ども今はこらへかね途中に奪取んとこゝかしこに屯集し國中以の外に騒動す慶篤卿聞て打驚き金高ならて誰かはおれを鎮靜すへきとて孫二郎と高橋多一郎とに命じて往き諭さしむこれは二人の氣節名望他にすぐれたれば國人かく並稱して此もゝの言とし聞けば兎にも角にも違背はずましとての事なりとそかくて二人馳行き利害を申諭し一と先退散せしめつれど素よりおのれ等も勅書返納の事ひとへに大老井伊直弼が所爲なりと憎み憤り内々相議していへらく奸臣朝命を蔑如し祖制

を壞り外夷を親み義士を殺すかくても猶やまさるに於ては徳川氏二百餘年の業も忽ち地に墜ちん事疑ひあるべからず今はたゞ奸臣を斬り禍根を斷つへしとて薩摩の志士岩下左次衛門方平有村雄介兼武堀仲左衛門貞馨等を語らへ其隙を伺ひける程に幕府の命により前中納言の卿水戸に移され孫二郎等も江戸を立去らんとす此時同志の何某忍ひて尋ね來り速に事を擧んと云けるに孫二郎おしとゝめかゝる大事は疎忽にすへからず萬一仕損したらんには其禍測りかたし暫く身を潜め時機を伺ふへしとて後期を契り水戸に歸れば即ち其祿を褫き蟄居

せしめらる其後幕府又朝命を傳へ返勅の催促しきりなり孫二郎時至りぬとて多一郎と熟議し江戸なる同志にかくと告遣るに堀仲左衛門等歸國せんとする折柄なればしばし待たれよといひければいやく此機失ふべからず奸臣一人打取らんにはさのみ他力を頼むに及はず何時まで猶豫すへき事かはとかたみに心をはげましつゝ多一郎は西國の同志を募らんか爲めに上方に行き孫二郎は明年三月三日を期し江戸にて事を擧んとす兎角する程にことしも暮れて明る年の二月十八日孫二郎子息勇次郎久維と共に我家を忍び出んとて和歌二首を詠して

唐紙障子に書しける

万寸かゝみ清き心は玉の緒の絶てし後ぞ世にしらるへき

君の爲世の爲つくす眞心は二荒の神もみそなはずらん

又一封の書を藩吏に送り罪蒙りたる身にして申さんばかりしこけれと外夷の傲慢無禮なるいかに叡慮を惱まし給ふらんと思ひ奉るのみならず前中納言の君長く罪ならぬ罪に沈ませたまへる事臣下の身にとりて心苦しき限りなりこたひ其冤を雪き今の中納言の君して勅旨を奉行せさせまゐらせんか爲に身を捨て難を犯し愚息勇次郎諸共に爰をは立去りぬ此事よきやうに聞えあげさせ給へかすと書の

こし姓名を西村東右衛門と改め間道より江戸に往きて有村雄介に對面しとてと語れば雄介感ずると大方ならず我同盟のもの仔細ありて歸國せり奸魁を誅せん事は我等兄弟に任せらるへしと請ひければ孫二郎承引せず彼の者一人打ちたればとて後日勤王の起ることなからんには大業成就し難かるへし先此度は若者とも手なみを試み首尾よく仕おふせたらんには某貴殿と共に忍ひて都に赴き機に乗して義兵を擧ぐへし其時貴殿馳歸りて君公に説き軍を率めて東上し給は、鎮西の志士招かずして馳せ集らん此事貴殿ならては頼むべき人なしと

云ふ雄介實にもとて舍弟治左衛門を留めて斬奸の舉に加はらしむきて三月朔日になりぬれば佐野竹之介齋藤監物等孫二郎が隠れ家に來會するもの十餘人かばかりの無勢にてはといふ色見ぬけるに孫二郎膝打た、き目さす敵は一人十餘人にして一人を打ん事いとやすがるへし猶も覺束なしとならば孫二郎老たりと雖も眞先かけて打入らんにはやはか仕損すへきと申ければ一座の人と誠にさなりさり乍ら御手をおろし給ふ迄もなし我と身命を抛ち屹度打とめ申へし貴殿は生残り後日に義兵を擧ん事こそ肝要なれと異口同音に返答す孫二郎即ち方略

を授く先つこの壯士を二列に分け一人走りかゝりて敵の前駆をつかは彼必ず驚て其度を失はんその時左右より起り立ち乗物目かけ切て入らば其首を獲んこと疑あるへからず一人首を提て走り去り又一人は用意の訴状を持って老中の第に首告し又一人は同しく國持大名の邸にかけ込み又一人は我等の許に馳せ來て其場のありさまを注進せよ此外に別にいふへき事もなし今生の名残なればとてその夜一夜酒くみかはし翌朝立別れ孫二郎と雄介は品川驛に宿りて翌日の首尾はいかにと待居たるに三日の朝時ならぬ大雪降りたれば十餘人の者共は簑笠

に身をやつし大老直弼が登城する處を櫻田門外に待うけ難なく其首を打とりぬ二人かくと閑き夜を日に繼ぎて伊勢國四日市まで馳登る折しも薩藩の有司坂口某雄介を旅宿に待うけ其國に護送せんとす雄介窈かに孫二郎に向ひ某國に歸ると雖とも再度忍ひ出んこといとやすし貴殿は知らず顔して某と同しく伏見まで往き給へかし茲にて同盟の士を呼ひ集めんとおもふはいかにと孫二郎そがまゝに連れ立ちて伏見なる薩摩の邸に馳せ入りぬ此時櫻田の變上方に聞け幕府令を傳へて嚴しく其黨與を搜索する程に同志のともがらちりくになつて匿

れ潜み來會するもの一人もなし孫二郎雄介に伴は
れ一と先づ西國に赴き世の動靜を伺はんと欲して
一封の密書を薩摩侯に上る其文に方今内憂日に深
く外患月に迫り天下の變測るへからず窮に聞く聖
上深く之を憂ひ大に宸襟を惱し給ふと誠に恐悚の
至に堪わす然るに幕吏の爲す所華夷混淆冠履顛倒
して一日の苟安を偷む苟も人臣たるもの誰か敢て
慨歎憤激せざらん今や教孝等同盟の士協力して奸
魁井伊掃部頭を櫻田門外に斬戮し馳て近畿に來り
將に諸藩の志士を會し勅意を遵奉し幕政を規正し
以て大に皇運を挽回せんとす蓋し是舉あるは鎮西

中國の志士も亦皆諒知する所なり伏て惟ふに貴藩
先侯天資英邁夙に大志を抱かれ天下の爲に心慮を
盡さるゝ一日に非ず侯今其遺業を繼せられ家聲を
墜さす干城の臣を愛育し雄名自ら今日に盛なりこ
れ志士の深く景慕依歸する所なり侯若し此機に乗
し鎮西中國の志士を鼓舞し大舉して禁闕に赴かば
則ち天下の志士奮發會集して内憂外患を剪除し洵
に以宸襟を安し皇威を耀すに足らん教孝侯の馬右
にありて畢生の死力を出さんとを是期す伏て請ふ
英斷あらんおととぞ書たりけるされと坂口は孫
二郎が同行することと許さず獨雄介を監護して立

去りぬれば孫二郎跡にとまりてとてもかくても
逃かたしと思ひ定め此時まで懷中にひめおきし數
多の文書を取り出し悉くこれを焼捨つ同き十五日
伏見奉行より捕手數十人をさし向け彼の邸門を取
圍む孫二郎かねて期したる事なれば端坐して縛に
就き江戸に護送せられて稻葉伊豫守か邸に預けら
れ文久元年七月二十六日斬に處せらる年五十八と
聞ゆ同三年七月幕府朝旨をもて其罪を追赦し屍を
小塚原より水戸に歸葬することを許し子息勇次郎
して家を繼かしむ初め櫻田の事はて、佐野竹之介
大關和七郎等の人々か閣老脇坂中務太輔また細川

越中守に就て自首せし時さし出し、訴狀并に銘々
が懷中せし書附は皆孫二郎と高橋多一郎との草案
に成りたるものなりと云

勇次郎名を久維と云孫二郎の次男なり兄早世せし
によりて嗣子となり戊午己未の變に勅旨を奉し君
冤を雪めんとして父に従ひ屢江戸に往復して力を盡
せり萬延元年井伊掃部頭を打取らん事を謀り父と
共に家を忍ひ出て西村久介と姓名を變し眞壁那關
本村にいたれり此時幕府浮浪の徒を探索する事甚
嚴しかりければ父孫二郎思へらくかくては同行然
るへからずもし見咎められてはゆるしき大事なり

と則ち勇次郎に諭して言はるゝやう吾は掃部頭を
打取て大事を擧げん汝は留まつて後擧を謀るへし
もし此機を失はゝ臍を噬むとも及ふへからず今幕
府の探索かく嚴しきに數人同行せば必捕はれて遂
に大事をあやまるに至らん吾もし此事仕損しなは
汝速に再擧して志を達せよ進退時あり一とまづ郷
里に歸りて時機をまつへしと教訓するを勇次郎聞
て涙を流しこはおもひもよらぬ仲かな命はかねて
なきものと思ひ極め候へはたゝ何國までも御供申
し其場に臨み若し事ゆかすば諸共に打死せんこそ
本意には候へとて留まるへくも見へされは孫二郎

汝彼の楠父子が櫻井の別れをきかすや正行いかて
命を惜みて家にはかへらんたゝよく命に従ひて父
の志を繼げるにこそあれかゝる先蹤もあるものを
思ひとゝまりて疾く歸れかしといさむる言葉に争
ひかね涙を拂ひて引別れぬかくて勇次郎身を匿し
暫く時を伺ふほどに事ならずして父失はれたりと
きこぬしめは齒嚙をなして憤りひそかに國を忍ひ
出て京師江戸の間に往復し廣く諸藩の士と交りて
結ひ宿志を達せんとして外にあること三年に及へ
り文久二年朝廷國事に死せし者の後を収録せしめ
らるゝにいたりて勇次郎郷里に歸り父の後を繼

き大番組となり公子傳を兼ね程なく郡宰見習に擧
らる勇次郎父の志を継ぎ民事に力を盡くすを以て
人心を得たりかくて屢江戸に往反し世運を挽回せ
んことを謀るさる程に甲子の難起れり勇次郎則ち
江戸に馳登りて意見を陳べ松平大炊頭を護衛し磯
濱に下り先登して那珂湊の敵壘を乗取り又郡宰眞
木彦之進景嗣と共に西郡の民兵を率ひて敵陣を破
ると屢なり勇次郎毎度部下を勵まして曰く勇みて
進む時は砲丸必らずわが頭上をすぎ臆してためる
ふ時は必砲丸に中ると爰を以て部兵皆其指揮に従
ひ戦ふごとに利あらずといふ事なし榊原照照等と

共に古河藩に預けられ慶應二年十一月十日病死す
時年二十四

高橋多一郎傳附勇莊左衛門傳

水戸は東陲の雄藩にして黃門光國卿大日本史を編
修し國體を正し名分を明にするの義を稱道せしよ
り世々尊王の遺訓を遵守し剩さへ九世の太守中納
言齊昭卿不世出の資を以て尊攘の大義を天下に推
し弘め防海の策を講究し弊政を釐正し幕府を佐け
て王室を泰安の域に躋せ参らせんと勤勞怠りなか
りしより家臣の面々にも傑出の人といて來りて天
保の初には戸田銀次郎藤田虎之介などいへる才學

兼備の士並ひいて、卒先奉上の誠を竭したれば時
人之を稱して両田と云ひ續きて吉成又右衛門武田
彦九郎等至誠報國大に士民の景行たりしかばおれ
また並ひ稱して武吉といへり嘉永安政の際にいた
り金子孫二郎高橋多一郎等忠憤憂國時流に超絶す
る所ありしかばまた之を指して金高と並ひ稱せり
何れもく相共に提携して前後藩主を輔佐し王室
を尊ひ忠良當時に仰かれ偉績後世に垂るゝの人々
にて専ら尊攘の大義を主張せられにければ當時幕
府の俗吏輩のためには隱然として恰も一敵國の如
にてありけるとぞ

高橋多一郎諸愛字は敬卿柚門と號す本姓は小松氏
内府重盛の後裔にして其先甲斐の武田氏に仕へ十
世の祖大和守健尙武略の聞にあり致仕して健松齋
と稱す天文年中武田晴信削髮して權僧正に任する
や健尙命を受け京師に赴き左中將藤原實枝に就き
てこれを奏上する事あり晴信その勞を賞して貞宗
の短刀及ひ阿彌陀經一卷を賜ふ傳へて家にあり武
田氏亡ひ徳川氏興りて武田の後を水戸に封せし時
に扈從して水戸に來り後遂に水戸家の臣となる父
諱民名を諸往と云ふ多一郎はその長子たり天保の
初中納言齊昭卿家中の長子のうちに就きて行儀正

しく文武の藝に長するもの百人を撰び侍衛として
これを牀几廻と名つくことは先づ人材を擢用し後に
は輔佐の職に補すべき心かまひなるが爲なり多一
郎はやく其選にあたり歩士目附より奥祐筆となる
齊昭卿幽囚せらるゝ時多一郎深く慨きいかにもし
てその冤罪を解かばやと晝夜心を碎くよし聞えけ
れば奸臣等大に懼れ事に託してその職を外に移し
君側にあるおとを許さず多一郎憤恨やみがたく紀
藩は三家の其一つなれば歎き申て見んとて書を大
納言治寶卿に上り去る甲辰の五月幕府仰ありて前
中納言殿俄に駒籠の邸に押こめられ一國の人民憂

ひ歎くこと大方ならす有司等諸侯に就て歎き訴ふ
るもの多しといへとも幕府讒者の巧言を信し賜わ
疑ますく深く臣等痛哭し天に呼ふのみさればか
ねて遠ざけられし奸臣ども時を得顔に正人君子を
逐退け一人も餘すとなし中納言殿年頃心を盡して
定められし善政良法もたゞ一朝にしてこれを破壊
せり某きく困窮して天に呼ひ疾痛して父母に叫ぶ
は人の至情なりと今や一藩の危難此時にあり某痛
憤の餘り不敬の罪を顧りみす衷情を左右に訴へ奉
る閣下は幕府の懿親におはしまし徳望世に聞ゆ玉
へり今三藩の親きと高明の徳とをもて前中納言殿

の冤枉を雪ぎ玉はん事いとやすかるへし唯すみやかに一言を以て國家の難を救はせ玉へと陳しければ治寶卿時勢をや憚りけん又まことに齊昭卿の所爲を善からぬことゝや思はれけむ答ふる旨もなかりけり此時齊昭卿の嫡子慶篤卿には年少して封を襲き老臣結城寅壽朝道權威につのり已れに異なる者を惡み彼等は黨を結ひ私を圖り名を正義に借りて主家を危くするものなりとて擧げ用ゆることを許さずされと多一郎少しも屈する色なく益々その志を堅くして日頃親しく言ひ語ふ荻寛尼子久恒等を説き勧めともに國事に力を盡し或時は名君と

聞ゆし松平肥後守容敬卿細川越中守齊護卿に書を奉りて情を陳し又或時は江戸に忍ひ往きて老中阿部伊勢守目附遠山某等に就て冤を鳴らし救ひを求め然れとも幕府の官吏つれなくもてなしければ多一郎詮かたなく國に歸らんとするに忠憤やみかたなく或夜忍ひて齊昭卿が幽居忍が岡の傍なる不忍の隄より廻かに伏しおがみかねて記し置たる一書と和歌とを密封志て参らせたりければ卿には其の忠義を感じ玉ひて一首の和歌を詠して與へけるその詞に

なにしおはゝわれもひとめはみしものぞなとかはかくる忍

はずのかた

と此事早くも奸臣等か耳に入て國法を犯し、罪輕からずとて職祿を奪ひ家に禁錮せらる幾程なくして卿の冤罪もとけ國政また舊に復し人々の愁眉を開きしは多一郎が計らひ多かりしと聞ゆ此ころのとにや藤田東湖心の迹といへる一書を綴りて多一郎に贈りその眞心を告げし文のうちに國難起りしより以來至危の中に在り至難の事に處し剛柔緩急皆その宜を得たり至誠にして國を憂ふるものまきに如此なるへし僕か如き頑鈍なるものゝ及ふへきにあらずと云へり又詩を贈りて

義氣從來驚鬼神。謝君報國不顧身。六年辛苦知多少。回得艶

陽三月春

また袖門歌を作りて贈るそか中に

借問袖門何如人。一片精忠性所根。隻手欲扶天步蹶。雙袖每見雙淚痕。崎嶇轉軻奚足恠。阨窮便知道義尊。多少酸辛好備

嘗。此中自有至味存。と東湖は一代の名士叨りに人に假借せず然るに多一郎に至りてはその稱揚一にして足らず以て其人となりを知るべし其後矢倉奉行郡奉行より奥右筆頭取にすゝむ時に結城寅壽禁錮せられて一室のうちに在りしか奸智たくましき男なれば戸田忠敏藤田彪等が地震の災に身まかりし

と聞き時こそ來つれと窺かに矢田部雲八通義をか
たらひ詭計もて齊昭卿父子を離間して已か志を遂
げんとす慶篤卿その奸謀を悟り多一郎を召して議
せられしに多一郎之を糺問しその實狀を得しかば
朝道通義等陳するに由なく盡くその罪に伏す齊昭
卿やかて有司に命して朝道等か奸邪の事迹を書寫
して秘府に藏めて後鑒とすこれ皆多一郎か計ひ申
す所なりとそ斯くて水戸に歸り學校又は國史軍務
等の事を管理し安政五年小姓頭取に進むこの時幕
府の大老井伊掃部頭直弼舊制に従はず西洋諸國と
盟約を結ひしかば主上これを憂ひ玉ふこと大方な

らず齊昭卿父子素より勤王之志深ければ幕府に向
ひ利害得失を建言せしに直弼かへつてこれを惡み
三家の列にありなから幕府を傾けんとする事奇恠
なりとて齊昭卿に蟄居せしむ多一郎打驚き江戸に
馳せ往き折しも朝廷水戸家に内勅を賜ひ諸藩と協
議し幕府の失政を匡救すへしとありしかば跳り上
りて大に喜ひ夷狄を攘ひ國勢を張り奸吏を斥ぞけ
君冤を雪むる事唯此一舉にありとて同志の者と商
議し慶篤卿を助け參らせて勅旨を奉行せんとす直
弼こはゆるしき大事なり此事もし行はれんには幕
府の勢忽に衰へいかなる禍起らんも測るへからず

とて俄に慶篤卿に仰せてその勅詔を諸藩に傳ることとを停む藩士等或は親藩にして宗家に抗するは不遜なりといひ或は内勅を給はりたること武門の榮譽なれば朝旨を奉行すへしといひ議論區々なるに朝旨を奉せんとするともがら多一郎また金子孫二郎に就きて意見を述るもの其數幾らといふとを知らず多一郎窈かに計を運らすに一藩の力をもて攘夷の功を奏せん事は覺束なければ住谷寅之介信毅大胡聿藏資敬等を四國に矢野長九郎長道關鐵之介遠等を中國に遣はし諸藩の士に説すゝめ共に心を合さしむ此事早くも洩れ聞ゆ幕府の猜疑ますく

甚しく諸國に捕吏を遣し慷慨國を憂ふるものありとし聞けば亂民激徒と號してこれを獄に下す多一郎憤悶に堪ゆす孫二郎と議すらく天下の形勢今は爲すへきやうなし奸臣を屠戮し禍根を絶ち義氣を鼓舞することよけれとて薩摩の士岩下堀等と語らひ東西相應して事を舉んとす明くれば六年八月幕府齊昭卿を水戸に移し剩へ勅書を返納せよとせめはたる多一郎罪蒙りて家にありしが此由を聞き腕を扼し聲を怒らし奸賊の暴惡其罪ゆるす可からずとて同志の人々を手分する程に二月十八日多一郎家人に老親を托し詩歌を留めて家を去る

死期有日此生涯。自踏危機報國家。六十餘州無一眼。獨伸憂憤對梅花。

鳥さへも今朝の別れを惜むらむ引とめ顔に鶯のなく

斯くて姓名を變して磯部三郎兵衛といひ木曾路より都に登りけるに三月三日太田の驛に着き俄に大風雪に逢ふ同志の若者等が江戸にて事を擧げよるは今日にこそあればこは天道の我等が節義を憐れみて助け玉ふに疑なしいざ我も義兵を起さんと日夜道を急き大坂に往きしに圖らずも水戸の人山崎恭禮川崎健幹等がかしこにありて義擧を謀るにあひ喜ひ勇む事かぎりなしこたひの一擧がようく

の意趣なることを書認め恭禮をしてこれを或る公卿に上り天覽に備へしとかやさて櫻田の變上方に聞け幕府の官吏その與黨を搜り索むることいと嚴密なり同き二十三日捕手多一郎が旅館に向ふと聞き逃るゝ丈けは逃れて再擧を謀らんと四天王寺まで馳せゆきしに捕手あまた追ひ逼りしかば今はおれまてなりと思ひ其子莊左衛門もろともにある茶店に走り入りて自ら腹搔き切り布もてしかとこれを包み血刀を提げて捕手に向ひ仔細を申述べんとすれど捕手等懼れて近よる者なければこゝを出てゝ天王寺の坊官小川俊直の家に赴き我等は水戸の浪

士にて櫻田の變に預るものなるが運命盡きて志を達すること能はず和殿の家を借りて徐に自殺せんとすしばし一間をかし給へと云俊直大に驚きたれど留むへくもあらざればやめて奥の間にともなひしに多一郎喜ひ謝し俊直を近く招き腰なる一刀を指示しとは某が祖先小松大和守が甲斐の武田入道信玄より軍功の賞に賜り子孫代々秘藏せしものなれば亡からん後故郷に返し玉はるゝあさなくば長く御寺の庫に藏め某がたみに遺したまはれ今生の望これに過ぐることをあらしとて筆硯をかりて一首の歌をしるし心しづかに腹に卷きたる布をとき

父子同しく自殺してうせぬ時に年四十七歳なり其歌に

鳥が鳴く吾妻武男のまこゝろは鹿島の神のあなたとぞ知れ俊直假りにこれを四天王寺の域内に埋む文久三年幕府朝旨をもてその後を収録し遺骸を郷里に歸葬することとゆゑし中川宮朝彦親王闔門殉難の四字を書してこれに賜へり多一郎風流にして詩を能くす柚門詩集若干卷あり

莊左衛門諸徳字は士翼多一郎の長子なり幼時茅根寒緑の門に及ひ又原伍軒の塾に入りて學問す才學並ひに優なり余が同窓の友たり九歳の時祖父偉民

に従ひ郊外に遊ふ少年等祖父が年老たるを侮り痛く無禮を加ふ莊左衛門腰に佩たる小刀を抜き走りかゝりヤア汝等年老たるものと見てかゝる無禮の振舞すること心得ぬ我れ幼なしといへとも武士の子なりいて斬り殺してくれんずものをも罵りしかば少年等大に驚きさまくわび言してやみぬ寒緑これをきゝ舌をふるひ獅子三歳といへとも虎を喰ふの氣ありとて詩を賦してこれを賞せり詩に

秀神透徹九齡童。欲以雙刀殉乃翁。數尺小松培養厚。要觀異日聳蒼穹。

萬延元年二月父に従ひ國を去り身を雲介と云へる

駕籠かくものに似せて大坂に往く幕府の捕吏向ふと聞き父と共に天王寺にのぐれ俊直の家にいり父が自殺せるありさまを見終りやがてその血を指に染めて誅戮賣國奸賊井伊云々十字をかたへの明り障子にしるしました

今さら何ぞいはいはずとも盡す心は神ぞ知るらむと書き終り端座して自殺せんとす俊直ははしとおしとゝめ父御の事は是非もなし和君は年なほ若むるに暫らく世を忍ひ玉へとすゝめしに莊左衛門仲かたじけなく候得とも父の遺訓も候へは従ひがたしと答へて終に死せしとなん時に年十九莊左衛門

父に似て詩文の才あり述懐詩史一篇あり志を述へて父に示せしものなり意氣慷慨一讀して懦夫を起たしむるの想あり載せて拙著烈士詩傳にあり

佐野竹之介傳

佐野竹之介光明父を兵左衛門光誠といふ水戸藩にて世々二百石の知行を領せり竹之介氣概あり軀幹短小なるに似ず豪爽にして毎に三尺に餘れる長刀を佩ふ小姓役を勤め常に君側に侍す同僚或は嘲りて御邊の軀幹もてその長劍を使用せられしやと云はせも果てずすらりと引抜き眞向にふりかざしければその人畏縮して無禮を謝せしことあり居合劍

術に於る其奥義を究めて劍道の達人と稱せらる又砲術に長せり毎に好みて稗史小説を讀み古今忠臣孝子義士烈婦の行迹を景慕し彼も人なり我も亦人たるは同じ事なり我なんそ彼に劣るべきと云ひける賜勅の事あるに及ひ江戸に馳せ行き上書して勅旨を奉行せんとを請ふ折節幕府前中納言の卿を水戸に蟄居せしめ親藩松平讃岐守をして後見となし藩政を擧げてその指揮を受くべき旨松平左兵衛督信發を以て台命を傳へしむ竹之介思ふやう幕府か我君を疑ふこと深しこたひの御使者は尋常の事にはよもあらじ臣子の身にして生命を惜むべきの時

にやはある詮する所彼奴めを斬殺して幕府の役人ばらとこらしめなば事自ら止みぬへし是我輩一人の身を殺して主君の禍を救ふ謀なりとて大津彦五郎綱之を相語らひ台使の來るを今や遅しと待ち居たるほとに要路の人々之を聞きて大に驚き幕府の仰こと我君の大事たらんには我等とともいかて生きて世にあるへきさせる事もなきに早まりて疎忽の振舞し主君の危難を引起す事甚然るへからすと詞を盡して諭しければやうやく悟りてその仕構はやめてけりされとも容易ならざる企なればとて叔父佐野順次郎光大多を召して預けらる竹之介さる氣

早き質なれば叔父共の事してそこに居らるべうもなし安政六年十一月竊に左の訣別の詞をのこして立さりぬ我常に身を以て威公以來鴻恩の萬一に報し奉るの志願なるも一度機を失ひ重き御咎を蒙り恐入たる次第なり幽居中獨思慮するに前中納言の君深く冤罪に沈ませられ中納言の君重き勅諭を御尊奉遊はされかたく威義二公以來の尊徳沉淪するに至るも畢竟公邊の有司奸計のため此上なき國家の大事に及ひしものなれば人臣の職死を以て國家に報ゆるは此時と存すれば天下國家の爲に奸賊を誅し國耻を雪き威公以來の恩澤に報るの外他事な

しと深く心を苦しめ進退未だ決しかねたる折から
或夜の夢に二個の首級を得たり親しく見るに安島
茅根兩忠臣の面貌生るか如し夢覺ると物淋しきこ
と言ふへからず是全く兩忠臣の英魂我に決心を教
示するなりと誅奸の一念是より一決し既に亡命の
身となり今より形を變し潜匿して誅奸するの志願
なり事ある後は不測の異變知るへからず同志の人
と心を一にし兩君を守り奉ると肝要なり我死し
りとも守衛の義はいたく頼み置なるとなん認め了
りて和歌二首をのこせり

かりならぬ旅の宿りに今日は又思ひていつる敷島の道

憂きことはいや積るとも劍太刀仇なす人を拂ひ清めん

それより田谷村田尻新介知好はかねて同志の人な
ればそが家に潜み居たり或る時知好に向ひていへ
るやう淺ましき世のありさまかな朝廷に忠節を盡
さんとずるものあれば幕府捕へて罪科に處すこれ
盡く奸賊井伊が所爲に出るなり某一身を捨て、彼
の賊を斬殺し皇威を四海に耀かさんこそ願はしけ
れろこには後にとまりて國の護りとなり玉へと
孫二郎多一郎等か忍ひくゝに事を謀るよしを聞き
一番にこれに應ず櫻田にて身數ヶ所の劊を負ひけ
れどもちとも屈せず刀を杖にして閣老脇坂中務太

輔の邸に自首して事の次第を具陳し左の訴状を差出したたり曰く

謹而脇坂公執事に上言し奉り候執事御儀賢明にあらせられ天下の御政道邪なく御取計遊はされ候義と存奉り候間草莽の我々共申上候は恐入候得共存誥候儀伏臆なく別紙に相認め奉入高覽候追々御大老非伊掃部頭殿所業を洞察仕候處權威を恣にいたし我意に不叶忠誠厚き人々とは御親藩初め公卿衆大小名御旗本に限らず讒誣いたし退隱幽閉等仰出され候様取計ひ就中外虜の儀に付ては虚喝の猛勢に恐怖し神州の大害を醸し容易ならざる事共指許

御國体を穢し恐ながら奉惱叡慮勅意にも違背し奉るのみならず御讓位の儀を企て候段奸曲の至天下の大罪人と可申奉存候右罪狀の儀は委細別番に認候故御熟覽之程奉祈候扱右様の奸賊御座候ては此上將軍家の御政道を亂し夷狄の爲に制せられ禍害を生し候儀眼前に有之實に天下の安危にも拘り候義と奉存候故此度天誅に代り候心得にて斬戮仕候事に御座候毛頭公邊へ御敵對申上候には無之全く我々共忠憤の餘天下の爲と存し詰め候ての事に御座候間嚴刑の御處置遊はされ候とも御恨み申上げず候依ては元主人家譴責蒙り候之儀は無之様奉願

候將又此上は天下の御政事正道に御復し忠邪御辨別被遊殊更夷狄の御取扱に至り候ては祖宗の御明訓御斟酌在せられ華夷内外の辨得と御勘考被遊御國威を損し不申候様御判談の程渴望し奉り候此段罪萬死を不顧奉申上候恐惶謹

別紙

皇國千萬世天日嗣連綿照臨し給ひて伊勢の神宮も上古に替らせ給はず神道を尊ひ武勇を尙ひ給ふ事自然の遺風餘烈なれば古より遠略を展へ給ひ且つ夷狄の禍有之候得は精々退攘し給ひし事古史に著しく今更稱揚し奉るに及はず武將の世となりては

弘安の蒙古を塵にし文祿の朝鮮を征する事ども神州の武威を海外に輝し候儀人口に膾炙する所なごは是亦贅言を待たず東照宮に至り給ひては尊王攘夷の御志深く在らせられ候は不及申上勃興の御盛時なれば其初諸蠻夷來航通商等をも許し置れ給ひしかとも諸蠻夷も畏服し覬覦の念を達するとあたわす然る所東照公終に其深害あるとを洞見し給ひて洋教の禁を嚴にし給ふ大猷公に至り益邪教を駢斥斬戮して三眼の明を四海に輝し給ふと誠に千古の英見卓識にて後嗣の遵奉し給ふべき所也扱近時に至り候ては夷狄に狡計黠略の者多く出て萬國へ

通信貿易し遂に小を併せ弱を制し次第に境域廣大に相成候勢に乗し屢神州をも覬覦するに至る乍去打拂の令之ある時は格別の事は仕出す事も成得ずして打過天保十三年打拂の令を停め仁恤せられしより頻りに來航し跋扈の態を顯すに至る就中嘉永癸丑墨夷浦賀へ入港暴威を示し難題を申掛候以來征夷府の御處置方古今時勢の變革も有之一概に御國威を御振張遊はされ難き義は治世の風習左も可有之事に候へども申迄も無之夷狄貪憚元より壓ことなし殊に狡謀詭計を挟み覬覦の念を逞しく致し候故詰り耶蘇の術中に陥り神州の泰否にも拘り候

重大の事に候處華夷の辨和戰の議終始着眼の大基本御廟議御一定の上諸御制度御變革無之候ては時世に於て不相叶筈に候得とも近來諸蠻御扱振推察仕候ては乍憚一定の御廟算如何可有之哉去る卯年迄は追々内備嚴整の御達も有之邊海の御守衛被仰付候大名に至りては多年防禦の爲に國力を費し忠勤を勵まし候處測らすも去る辰年和親交易御取結の上恐多くも征夷將軍の御居城へ夷賊共登城仰付られ剩へ御饗應尊敬を盡され候ありさま春秋城下の盟を取るの比較にあらず神州未曾有の御失体にて實に冠履倒置の御處置と申へく驚歎の至に候縱

令御國政の義は關東へ御任せに相成居候迎斯る重大の事件第一勅許も不被爲在候儀を全く掛り有司數輩の了簡を以て五ヶ國本條約差許將軍家御印章の御書翰までも被差遣候始末何程偷安の末俗戰爭に及び候義を恐怖致候迎天下後世へ對し大義名分と申も有之武門の列に連なり二百年の恩澤に浴し居候ては悲泣の至に堪へず況徳川家譜代恩顧の士東照宮の神靈に對し奉り沉默傍觀致し居候義廉耻無之と可申決して相濟さる事也扱陳るまでも無之天下の見聞する處に候得共前件夷狄交易の儀如何様にも勅許申請度所存にて去る巳年春堀田備中守

上京致し賄賂金錢を以て關白殿下を誑惑致勿体なくも龍眼を暗まし奉るべくと隱謀秘計一々方ならず候處今上皇帝聰明絶倫千載不世出の聖主に渡らせられ皇國開闢以來尊嚴の國体淳厚の風俗今上の御代に及び夷狄の爲に消却汗穢致され候ては第一伊勢の神宮御初め御代々の御神靈へ對せさせられ帝王の御任濟せられず尤戰を好ませられ候には無之國体を失はず萬民安堵に遊され度との叡慮より賢くも一七日の内供御御絶遊はされ石清水等へ御祈誓籠させられ關東より如何様申立られ候とも一切御許容遊され難く萬一非常の節は縱令萬里の波

濤を越へ孤島の中に終り候とも御憾み在らせられ
す候へとも泉涌寺を御離れ遊され候事忍ばせられ
難くと窮に宸襟を御濕し被遊候御事に風かに拜承
仕候吁嗟海内の人民誰か感激悲泣せざらんや此時
に當りて神州の命脉實に累卵よりも危き事なりし
が百官群臣忠憤切迫の餘り八十八人の堂上方禁中
へ駈集り萬死の力を盡して其外有志の大小名勤王
の至忠を献せし故三公御初彌増感憤遊はされ安政
乙卯三港其外近畿及數ヶ所の開港并夷狄永住邪教
寺取建等の議は一圓御許容難被遊趣勅命を以て御
下知在せられ猶又内地人心の居り合如何に付大小

名の赤心も知し召され度尤衆議奏聞の上叡慮決せ
られ難く候は、伊勢太神宮へ御神慮可奉伺との御
儀にて三月廿八日議奏傳奏衆より堀田備中守へ御
返答差下され俄に下向被仰出候趣の處夷狄へ内條
約の儀は既に指許され候事ゆへ諸大名の赤心有体
に叡聞に達候様には相成らす之に依て表向天下へ
意見建白の達は有之候へとも蔭よりは某等を以て
専ら西洋の事態を強大に主張し交易御指許は一時
の權宜御據處なく萬一關東の御趣意に違ひ候ては
家の爲に不相成と吉凶禍福を以て遊説致し猶又御
三家方へは御建議の文意認め直し候様御内諭有之

由に候得共水戸前中納言には關東輔弼の名將に有之尊王攘夷の御論終始一致の御方故御廟算伺書と云一冊當今の急務より將來の大害まで丁寧誠實に建白致され尾張中納言殿にも御内諭に泥ます京師の御意に基き御處置無之ては相濟み不申と申立られ候由實に難有事と謂つへし其後彌勅許の有無に拘らず關東の御決斷を以て仮條約御許に相成候趣に付御三家にては尾張殿水戸殿御三卿にては田安殿一橋殿御家門にては越前殿忠誠無二の御方一同登城に相成將軍御對顔被願候處御所勞にて御逢無之依て元老井伊掃部頭初御呼出勅命御遵奉無之假

條約御差許に相成候ては將軍家御違勅の罪御遁れ遊され間敷候東照宮以來御代々様に御對し被遊候ても如何可有之哉各方の了簡承り度旨御一同御演述に相成候處御目前にては掃部頭初長服致候由に候得とも執頭の威權を以て不日に條約指許恐多くも將軍家を御不忠御不孝に陥れ奉り徳川氏の御稱號を千百歳の後までも穢し奉り候のみならず將軍家御大病にて人事をも辨へ無之御砌に乗し無實の罪を羅織し御親戚の御方々を禁錮し奉り其他正議の侯伯松平土佐守初両三人御威光を以て無体に隱居爲致候所業惡むにも餘有りと申へく且又御幼君

の御時節を幸として御三家方の權威を摧かん爲御
連枝又は家老にて本家主家をも押領掌握せんとの
奸曲の巧ある松平讃岐守水野土佐守竹腰兵部少輔
等の徒黨を引入れ種々の奸計を運し且つ我意に隨
ひ申さるる正議の士をば貶斥致し東照宮以來の美
意良法逐日破壊に及び候事長大息の至に候其後八
月に至り叡憤の餘り三家大老の中上京致し候様重
き勅書御下げに罷成候處御請にも差支尾水兩家の
儀は不束の儀有之慎申付掃部頭儀は御用多にて上
京難相成且つ先輩堀田備中守等取扱の儀今更致方
も無之依て嚴重申付候旨議奏衆まで申立已む逆罪

と逃れ可申と相巧み間部下総守を上京致させ専ら
恩威を以て押付候所存にて賄賂を用ゐ九條殿下を
徒黨に引入内藤豊後守へ命し御讓位をも被遊候様
要し奉り候へ共三公方御賢明にましく聖主を輔
佐し奉り候に付朝威確乎として御撓み不被遊依之
無實の罪を申觸し鷹司殿近衛殿三條殿等御落飾御
慎み被遊候様取計ひ其他諸太夫初何一つ罪科無之
者召捕關東へ差下し夫々非道の所置致し専ら虎狼
の猛威を以て天下を屏息せしめ畿内の開港并に邪
教寺御取建等本條約指許し且青蓮院宮様御英邁を
忌奉り御失徳有之様申觸し御寺務取放し幽閉し奉

り候所業恐ながら玉体にも奉迫へきの機顯然にて北條足利の暴横に均しく共に天を戴かざるの國賊と謂つへし嗚呼此まゝに打過なは赫たる神州一兩年を不出内地の奸民邪教に靡き彼が勢焰を助け皇國の奸賊平身低頭して彼が正朔を奉せん事掌上に視るか如し苟人心これある者實に痛哭長大息に堪ざる事ならずや然と雖とも東照官の德澤未だ地に墜ちず御三家御一門には尾張殿水戸殿一橋殿越前殿阿波家因幡家の如き徳川家輔佐の良將もこれあり外諸侯にも薩州仙臺福岡佐賀長州土佐宇和島柳川等天下の爲忠憤の念日夜怠らざる有志の諸

侯少なからず候へは内は則ち御家門方將軍家を輔佐し奉り専ら内政を修め外は則有名の諸侯一意忠を盡し武備を整へなは神州の耻辱を一洗して敬慮を奉安候こと天地に誓て疑あることなし依て當今の事態概略を記して天下の公論折衷を待て左袒して天下を興起せんと欲する也周の衰る婦人すら不恤緯して國家の亡ふるを憂ひしにまして二千年餘の大恩を戴き二百年來東照官の恩澤に沐浴する者誰か報效の念なからんや草莽の小臣痛憤切齒の餘り寢食を安せず日夜恨を吞て時勢を憂ひしが彼が罪惡日を追て增長せば豈惟徳川家の罪人のみなら

んや實に神州の逆賊なり天地神人同憤の時に乘し天下諸藩の同志と合力同心して天下の奸賊を誅伐し神罰を蒙らしむる者也とあり執り次の士に面謁し件の始末を演述するに面色自若として言舌滔々聽く者耳を敬てたり言終りて息絶ぬ時に年二十二檢視の吏之を改むるに四肢創つかぬ所とてはなく流血淋漓として衣上に溢れたりその襯衣に誠忠の二字を朱にて大書しその下に和歌二首認めありし歌に

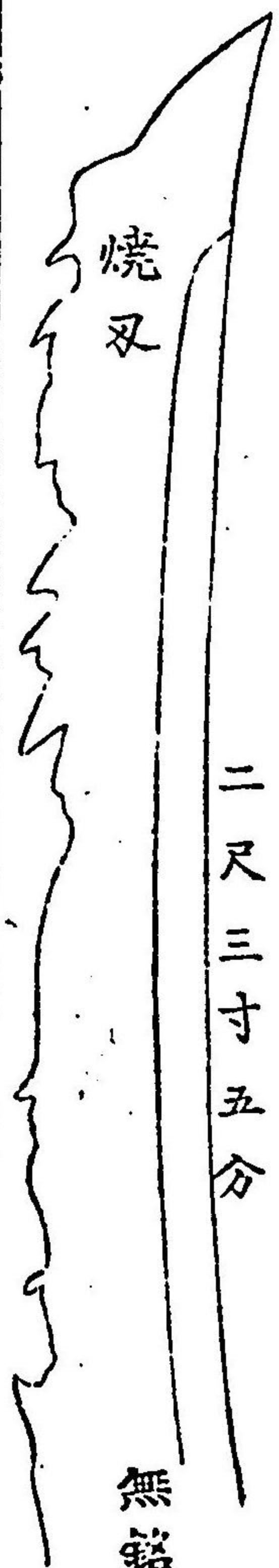
敷島のにしきの御旗もちさしけ皇ら軍の魁とせむ
櫻田の花と屍はちらせともないたゆむへき大和魂

屍を小塚原に棄てらる非人小頭市兵衛窮に之を埋葬す寺僧諡して英仁居士と云文久三年七月朝廷との罪を赦し郷里に歸葬せしめ併せてその後を収録せり

黒澤忠三郎傳

黒澤忠三郎名は勝算父林藏勝正大番組にて代々祿百石を食す安政の初撰はれて牀几廻となり程なく父の後を承て大番組となる忠三郎資性勇爽にして最も武藝に長せり廣岡子之次郎とは従兄弟の間柄なれば出入相伴ひて常に國家の爲には死生を共にすべしと契れりとぞ返勅の議起りて同志の士と長

岡驛に屯し櫻田にて數多の敵を相手に戦ければその身に被る處の創數ヶ所肩先に九寸餘の深手を負ひ左の脇へかけて九寸餘片耳をそがれ鼻の左脇へも創をうけ猶もひるむけしきなく結ひ合渡り合たりし程に帶する所の二尺三寸餘の無銘わざものも寸段く焼刃を失へり事はて後もの見事なればとて將軍家の御覽に供したり或大名が之を聞きて一見したしと聞けたれば粗刀なればとて繪圖もてさし出せるが左の如くにてありき



二尺三寸五分

九鬼長門守邸に囚れりとなり七月十二日にいたりて死す忠三郎評定所にて糾問せらるゝ折鞠吏の其方共云々と申されしかば憤然として云けるは各々方にも同しく皇太神より分れ來れるはづの者なれば其方共なとゝは過言と申へしとさも威丈け高く陳しければ鞠吏もその氣焰を憚りてや返す言葉もなかりけるとそ

大關和七郎傳

大關和七郎増美は黒澤忠三郎の弟にして叔父大關恒右衛門増賀の養子となり安政中大番組に補せらる人品骨柄高くいて人皆公族また長臣の子弟と

見まかひし程なり井伊氏を刺んとて忍ひて江戸に
往き山口辰之介と共に商人に身をやつしその動靜
を伺ふ櫻田の役に手負ながら細川氏の邸に至り事
の仔細を申立て處置を請ひたりしかその懷中に左
の書面を所持せり曰く墨夷浦賀へ入港以來征夷府
の御處置縱令時勢の變革これあり隨て御制度も變
革なくては難相成事情有之候とは乍申當路の有司
専ら右を口實として一時偷安畏戰の情より彼が虚
喝の勢焰に恐怖し貿易和親登城拜禮をも指許し條
約を取替し踏繪を廢し邪教寺を建てミニストルを
永住爲致候事神州古來の武威を穢し國体を辱め祖

宗の明訓孫謀に戻り候のみならず第一勅許もこれ
なき儀を指許され候段天朝を蔑如し奉り候儀にこ
れあり重々不相濟事にて追々大老井伊掃部頭の所
業を洞察致候に將軍家御幼少の御砌に乘し自己の
權威を振んため公論正義を忌み憚り候て天朝公邊
の御爲筋を深く存込み候御方々御親藩を始め公家
大小名御旗本に限らず讒誣いたし又は退隱或は禁
錮等仰付られ候様取計ひ候儀夷狄跋扈容易ならさ
る砌と申内憂外患日を逐て益迫り候時勢に付恐多
くも一方ならず宸襟を惱まされ御國內治平公武御
合体彌々長久の基を立てさせられ外夷の侮りを受

けざる様遊され度との叡慮に在らせられ公邊の御爲勅書御下し被遊候歟に伺ひ上奉り候處違背仕り猶更諸大夫始め正議の人々を召捕無實に羅織し嚴重の所置致され甚しきに至り候ては三公御落飾御慎み粟田口親王をも幽閉し奉り勿体なくも天子御讓位の事まで醸し奉り候件々奸曲無所不至豈天下の臣賊にあらずや右罪科の儀は委細別紙別紙は左野の傳に載てありに認候通りに候かゝる暴横の國賊其儘に差置候は益公邊の御政体を亂し夷狄の大害を醸成候儀眼前にて實に天下の安危存亡に拘り候事故痛憤黙止しかたく京師へも奏問に及ひ今般天誅に替り候心得

にて斬戮せしめ候申まてには之なく何卒此上は聖明の御勅意に基き公邊の御政事正道に御復し尊王攘夷正義明道天下萬民をして富嶽の安きに處せしめ給はんことを希ふのみ聊殉國報恩の微忠を表し伏而天地神明の照覽を仰く所也因に云此書面は同志の人々銘々に懷中せしもの也とそかくて御徒目附某が同邸に來りて檢視の砌り大老には恙なし駕籠の中にあるしは彼の家の供頭某と云ふものなりと云ふを聞き和七郎からくと打笑ひ家臣にして主の乗物にのるものやあるといひければ某もはぢらいて返す詞もなかりしとぞ後に松平稠松の邸に

囚はれ文久元年七月廿六日和七郎蓮田市五郎森山繁之介杉山彌市郎森五六郎等と同しく斬に處せらる時に年二十六その申渡書は左の如し

外夷に被爲對御處置振等品と申唱銘と申合國許出奔致し剩へ多人數徒黨を結ひ重き御役人登城の節御場所柄とも憚からず及亂暴候始末公儀を不恐致方不屈至極に付死罪申付る者也文久三年七月朝旨を以て同志と共に罪赦るされて歸葬し其後を収録せらる

廣岡子之次郎傳

廣岡子之次郎政則は政介則孝の養子にして實ハ林

吉次郎以文の次男なり食祿百石小普請組たり兄忠左衛門は劍術の達人にて嘉永安政の際に方りて國事に奔走し同志の徒をかたらへ當時有志者の巨擘とぞ聞ゆ子之次郎兄と共に原伍軒の門に學ひ藤田小四郎高橋莊左衛門金子勇次郎等は皆同窓の學友たり子之次郎資性剛悍粗激にして人と談論するや苟しくも我意に觸るゝ事あれば事の理非に關せず佛然として刀を按して起つを常とす忠左衛門毎にこれを誡しめ力めて劍術を學はしむ夫より祁寒盛暑をも厭はず刻苦し渡邊某大胡聿藏等の教場に就きて北辰一刀流の眞義を究め終に其性質を和けり

とろ其塾舎にあるや半夜大聲を發し琅々として士は氣識を先にして而して文藝を後にすの數語を誦し既にして鼻息麁々たりこれその平生の想思を塵語に發するなり同學の士その精神の盛なるを感稱せり還勅の議起るや子之次郎腕を扼し慨然として同學の士に別れを告げて平生の讀書擊劍應に此時に在りと長岡に至り同志の徒と相謀る所あり櫻田の役に奮闘して井伊大老の首打取り有村次左衛門と共に奔りて龍の口まで至りしが創重くして歩する能はずその引提け來れる首級を番所に差いたし君の爲身を盡しつゝ大丈夫の名を掲げたる時をこそまつ

と高らかに吟誦して次左衛門と共に腹搔き切りて死す時に年二十一後三年にして朝旨を以て同志の士と共に罪ゆるされて其後を録さる

山口辰之介傳

山口辰之介名は正父は頼母正徳知行二百石を領し前中納言の卿に仕へて郡奉行目付等の役を勤め頗る功績あり辰之介はその四男なりしが幼年にて父を喪ひ母と兄とに事にて孝悌の道おこたらず誠實にして憂國の念尤も深し安政のはじめ別勅の事起りて危難測るへからずとぞ聞けければ藩士はさるなり農民商估にいたるまで江戸に馳參するもの數

千人この時辰之介江戸にありて一友人と酒飲み語らぬしに今度士民奮起して力を國事に盡すと雖も一時の血氣に乗して擬勢を爲すもの少きにあらず萬一にも事のなりかたき場合に於ては心かはりせんも測りかたし志士の身を捨て義を守るべきは其時にあり御邊はいかゞ思へるにやと問はれしかば辰之介打わらひ某國を立出づる時慈母某に打向ひ此度の事汝我君の冤を雪きまゐらせ勅旨を達せざるときは再ひ家に歸りて又此母に面する勿れと申されきされは某家を去りしより堅く心に誓ひ母の教訓に負かさらん事を思へりいかて始めありて終

りなき小人にならふへきと云ふにその人手を拍ちて大に喜ひ斯母ありて斯子あり世に稀なる事にこそと賛稱せりとぞかゝりし程に幕府命ありて勅書を返し奉るへしと使ひ頻りなりければ藩吏懼れて之を江戸に送り返さんとす辰之介おもふやう正議の人と去る頃よりさまゝ申止むれとも其言用ひられず今尋常の所爲にて事ゆくへしとも見ぬすいさ途中にて奪ひかへし奉らんと同志の人と長岡驛に屯し居たれば藩吏君命を傳ねて軍兵を差向け逐ひ遣らんとす辰之介藩兵と同士打せんは無益なり奸賊の首魁なる井伊をのそくの外なしと大關和

七郎と共に江戸におもむくとて一首の歌を宿の屏
風に書付ける

吹風にこの村雲を掃はせてとやけき月をいつかみましや

櫻田にて敵壹人手痛くはたらきて味方の人々手負
ふもの多し辰之介天晴敵よごさんなれと走りかゝ
りて打合ひしが遂にこれをきり伏せつわか身も傷
を蒙りてあゆむとかなはざりしかは今は此まてな
りと途中にて腹かき切りて死す時に年二十九

森 五六郎傳

森五六郎直長は父は奥左衛門直元といひ水戸にて
三百石を知行し使番を勤めたり五六郎はその五男

なり兄三四郎直秀は謹厚を以て聞ゆその頃小姓役
を勤む後甲子の役に古河に於て自刃せり五六郎剛
膽敢て屈せず幼なき時より狂暴無頼動もすれハ輒
ち長者を凌ぎ毎に大將となり兵卒を指揮するを以
て遊戯とす故に群童みな爲に容を歛むしその意
に副はさるときは衆を鼓舞して之を襲ふにより人
みな大坊とあだ名してろの姓字と呼ぶものなし性
學問を好まず書は僅かに姓名を記すのみ然れとも
義を見ては死を畏れず弱冠の頃に及ひ翻然として
その行爲を改め身を屈して交りを正義の士に結ひ
人と時政の得失を論ずるに至りては侃々として正

を執り聊かも挫折せず同志の人々と長岡驛に屯して返勅を遮りし折側用人戸田銀次郎忠則往きて之を諭し散し去らしめんとす五六郎打笑ひいにし年執政安島帶刀ぬし勅旨の事によりて命をすてたるに非すやぬしは御邊が叔父御とうけ玉はる然るに御邊は却て今その勅旨を奉せんとするものをとよめ給ふはいかにそやといひしかは忠則答ふるすべなかりきとぞその家を出るとき述懐の和歌あり
君が爲わか里をいてむさし野へ紫匂ふ花と散るらん
櫻田にて五六郎まづ短銃を伊井が鹵簿中に打かけて前駆のものをかけ敗ればすは狼藉者よといふま

ゝに捕り押へんとせしを早くも短銃をすてゝ斬てかゝるこれにつゝきて一同奮撃したりければ味方終に勝利を得たり佐野大關等と細川越中守の邸に訴へ出てゝ幽せらる評定所にて糺問の折に鞠吏か去る三日井伊掃部頭殿登城掛け大勢にて供方へ喧嘩を仕掛け供頭を打果し其外の供方へも手疵を負はせたる段定て申立てたる外にも同類の者大勢あるならん有体正直に申立られよとありければ五六郎答へて去る三日井伊登城掛け掃部頭供頭を打果し夫より掃部頭を駕籠より引出し首打取たり天下の逆賊を打ちたる天下の大忠臣に候なりと云ふ鞠

吏また掃部頭殿を打果し可申と騷動せしは定めて
主人の爲を存してかく働き候ひしやと五六郎答へ
て然るにあらず天下の爲を存し掃部頭を打取候に
相違なきなりと辯舌きはやかに答へたれば天晴凜
々しき人物かなと評定衆の内にてほめしものあ
りとぞ後に稻葉伊豫守へ預けられて文久元年七月
廿六日同志の人々と共に斬に處せらる年二十二

岡部三十郎傳

岡部三十郎忠吉は書院番組五郎右衛門忠義か二男
なり三十郎人と爲り磊落不羈にして徒らに藩籬の
中に絆さるゝとを屑とせずはやくより江戸にいた

り四方に漫遊せりゆへによくその地形をしりたれ
は櫻田の一舉を企つるに先づ同志の人々の止宿す
る所を擇び又用意の品々を調へ置きていとたより
よかりき櫻田の事果てゝ喜びに堪へず俳句を吟し
ねがひより嬉しとおもふ今朝のゆき

といひすて、關等とこゝを逃れ去り京師にて義學
のことを待ちしに金子孫二郎か縛せられて江戸に
送らるゝと聞き又姿を變して關東にかへりしを幕
府の捕吏に搜し出されて獄に下され文久元年七月
廿六日に至りて左の申渡しありき曰く先達て致出
奔候身分外夷之被爲對候御處置振等品々申唱へ同

藩關新兵衛其外の者共俱に重き御役人登城の節御
場所柄をも不憚及亂暴殊に新兵衛一同其場を遁れ
去り尙水戸殿領内へ立戻り潜居罷在候段仮令其節
刀を抜き立騒候儀は無之候共右仕末不恐公儀仕方
不届至極に付斬罪申付る者也と處刑の上小塚原へ
捨てらる年四十四

關鐵之介傳

關鐵之介遠は字を子任と云ひて新兵衛昌克の長男
なり世々水戸に住す父昌克人となり温厚曾て騎士
より起て一家を成せり鐵之介性資豪放小節に拘ら
ず磊落にして氣節を尙ひ書を讀み旁ら詩歌を嗜み

花晨月夕毎に朋友と相會して樽酒談笑興いたれば
則ち長笛を撫して憤悶を懣ぶるに人その精妙に感
せざるはなし瀝々落々として毫も慷慨激切の態を
見ず茅根伊豫之介鮎澤伊太夫等はみな同庚の友た
り米使の初て浦賀に來りし時潜に彼處に赴き事情
を探り之を筆記して有司に示し意見を述ふ其後郡
吏となり歩士に進み凡そ郷校を興し農兵を編する
等の事鐵之介與りて力ありしなり安政五年北地開
拓の命を受け越後新潟より海を渡りて蝦夷に入ら
んとする折節前中納言の卿には幽閉せられ又朝廷
よりは内勅を下し賜りし事なと聞及はれければ遠

く開拓の業を起さんよりは近く國難を救ふの急なるにしかずと思ひ立ち夜を日に繼ぎて馳せ歸り高橋多一郎と商議して同志の士を語らひ募らんため矢野長九郎等と共に北陸山陰山陽の諸道を歴巡しまた薩長等の俊傑と交りて尊攘の大義を説き勸む長州より歸途重ねて越前にいたり吉田貞次郎坂部簡野村淵等の諸士に邂逅して天下の務を談説して席上一首を賦し述懐の意を示す

再歴越山風雪餘。拋來世上毀兼譽。人如不任勤王責。莫向青天讀聖書。

とありしかはその慷慨慘愴の狀を想像して一座悚

然たりしとぞ明年の春國に歸り父の喪に丁り引籠りて喪の禮を修め忌明に及ひてまた命ありて江戸に赴くこととなり一詩を妻兒にのこして

大義在干身。歸期何可待。他年知我心。家祭慎休息。

と書きたりける是なんひそかに永訣を示すにこそ於して父の名を襲ぎ名を新兵衛と改むかくて金子高橋等と井伊を打たん事を謀り上京して栗田口宮又近衛殿に仕ふ或る時新兵衛一封の書を近衛殿に奉り近年夷船渡來皇國の危急なる事旦夕に迫れり然るに關東の宰執等叡旨を畏み忠節を盡さんともせず大樹の幼弱に乗し一己の威權を擅にし勅許を

經ずして外國と條約を結ひ刺公家武家精忠の人々
をととし捕へ無實の罪に陥れたり誠に神人共に怒り
天地同しく憤るの時なれば有志の大名に謀し合せ
奸賊兩人を誅戮し宸襟を安し奉らんとす抑水戸は
東照宮の深慮を以て三藩に列し幕府の輔弼たるに
今また重き勅命を蒙り一日も寢食を安せず誓て朝
旨を奉行し國威を海外に耀さんとす仰き願くは此
事乙夜の叡覽に供へ賜へ猶後日申し請ふ事あるへ
し執奏を煩し奉るなりといひ別に大老井伊直弼が
罪狀を論せし一通の書を添へたり近衛殿下には大
に驚かせ給ひ幕府の嫌疑憚りあり早くこゝを立去

るへしと仰ければ詮方なく江戸に還りけるに水戸
の有司これを捕へて禁錮す萬延元年の春金子孫二
郎等と忍ひて水戸を立去り櫻田にて勇を奮ひ其場
を斫抜け容を變し身を藥種商に扮らし吉野屋総介
と改め再度上方へ赴き義舉を企てんと又因州に至
り安達清風〔其頃は志津原と云〕に面して謀る所あらんとす時に幕
府の探索嚴重なりしかば今は因州にても藩論を翻
し直ちに新兵衛を捕へて幕府に差出へしとの議あ
るを清風聞て之を憂ひ即夜に西發せしめたり頃し
も夜半にて杜鵑の聲頻に聞ゆしかば新兵衛とりあ
へず

歸らしと思ふ身にしと時鳥しらぬ雲井になにさそうらむ
と口吟しつゝ立出しは綽然餘裕ありとて惜まぬ人
こそなかりけり此時長州は士氣いまた振はず薩州
に赴かんととげるに國法嚴肅にして封疆に入るを
許さぬれば又た東歸して久しく奥羽街道なる草加
驛にて筆道の指南に身を寄せて窈かに江戸の事情
を窺ひ居たり新兵衛其頃よりはまた形容を改めて
錦堆と号し風流三味に身をやつし専ら詩人墨客の
群に交り其後越後の上關村雲母の温泉に疴を養ひ
居たりしが偵吏の探知する所となり文久元年十月
某日この處にて捕れとなり水戸に檻送せられ一旦

同處赤沼の獄に繋がる獄中作る所の詩歌若干首名
つけて遣悶集と云其他旅行中の詩歌若干ありこは
拙著烈士詩傳に載するを以てこゝに贅せず翌二年
四月五日江戸傳馬町の獄に送致せらるその時の作
なりとて

南州嶺海豈難攀。鎖鑰窓間夢始閑。請看古今忠烈跡。前文山
又後椒山。

と詞氣雄渾悲壯沉鬱その平生培養の素あるを見る
べしその五月十一日といふに死刑に處せらる時に
年三十九初め獄吏口供を書き其末に花押せしむ新
兵衛筆をとりて死休の二字を記せりとかや水戸の

義民にて内藤文七なるもの罪かふむりて同し獄に在り新兵衛刑場に赴くとき其前を行き過ぎ大音に文七く汝はまだ生きて居るかと呼はり又家卿千歳公論日題謂關東狂少年と高らかに打ち吟しつゝ從容として死に就きしと後文七獄をいてし時のものかたりにてありき

有村治左衛門傳

有村治左衛門兼清は鹿兒島の藩士にして兄を雄介兼武と云ふ人と爲り沉毅にして果斷に富めり安政のはしめ兄雄介と共に江戸に抵りて廣く天下の士に交り同藩の志士岩下佐次衛門大山格之介堀伸左

衛門等と力を戮せて東西奔走し時弊を救はんことを謀れりとりわけ水戸の藩士金子孫二郎高橋多一郎とは刎頸の交りをなせりとぞ當時幕府の政事其當を失したれば内には賄賂公行し従て貨幣濫出加ふるに外交の事は且夕に迫り外には尊王攘夷の議論益起して幕吏殆と手を束ぬるに至れりかゝる處に井伊掃部頭いて、大老となり與奪の權を専らにし朝旨を請はすして外國條約を取結ひ幼主を擁立して俊賢を斥け公伯以下正議の人々を幽囚せしめ遂に大獄を起して數多の志士を刑戮せしなと世の中のこと何となく騒ぐ敷ぞ聞えければ治左衛門悲

憤やるかたなく兄雄介及び孫二郎多一郎等と打か
たらいその素望を達せんとを企てける萬延元年
三月朔日孫二郎が潜寓に於て佐野竹之介齋藤監物
等と忍ひ合ひ井伊を打取るへき支度をぞ協議しけ
る部署已に定りたれば事を書畫會に托して席上の
合作など催し打興したりしに次左衛門取あへす
いわがねもくだかさらめや武士の國の爲にと思
切る太刀

と認めその精神をぞ表しける既にその當日にもな
りぬれば次左衛門籠手竹具足にて身をいたため接戦
の用意をそしたりしかその場へのぞみ果して勇を

奮ひて闘ひしかは身には數ヶ所の創を被りてけり
猶もにゆむ色なく切り込みて遂に難なく掃部頭が
首打取り首級を提けて籠の口御門まで馳せ來りし
か瘡所の傷みにや堪へざりけん遠藤但馬守の番所
にて咽突つらぬきたれと死にあへず番人共いで、
始末ゆかにと尋ねたるに突きたる疵所より聲もれ
たれば自ら手を以て疵を押へ僅かに姓名をそ名乗
りたり依りてその次左衛門たることを知れりとぞ
番所へ引上げ介抱せしが問もなく息斷へたり携へ
たる所の刀長さ二尺六寸程無銘ものにて鞘なかり
き烟管に忠義の二字を彫り付け又 君の爲め盡す

心は武藏野の野邊の若葉のつゆとなるときも
とありたり

齋藤監物傳

齋藤監物名は一徳文里と號す常陸國那珂郡靜神社
の長官たり父式部名は文靜監物威儀儼肅にして風
采あり眼光爛々人見て之を憚る性洒落にして毎に
一世を不可とするの槩あり藤田東湖に學ひてその
書法はやく出藍の稱を得たりまた武藝に長し神道
無念流の奥義を究めたりと云ふ抑此靜神社と申す
は式内の神にして建葉槌命手力雄命を齋き祀りて
常陸國式内第二の神社とぞ崇め祭れる大社なり同

郡四十八ヶ村の鎮守にて神靈殊にいちよるしく水
戸太守よりは歳時に奉幣ありて敬禮いと嚴そかな
りける爰に天保の末つかた前の中納言齊昭卿讒者
の爲に幽屏せられしかは監物氏子の人々を打集
ひ首として君臣の大義を唱へ君冤を雪き忝らせん
ことを神明に祈願してひそかに同志の徒をかたら
ひければその義心をきゝ及ひて感起するものいと
多かりき既にして國歩ますく艱難に迫りしかは
監物大に憤激する所あり潜行して江戸に抵り老中
阿部伊勢守に上書して前中納言殿昨年五月致仕の
命ありてより以來國中の士民驚歎かきりなし某身

不肖なれども職神明に仕へ國主の賢否は早く之を
知れり前中納言殿平生報國の志深く幕府に對し貳
心を抱かれしことを聞かず先世の遺業を繼ぎ天下
國家のために心を碎き文武忠孝をもて士民を教訓
し當家は天朝の藩屏幕府の羽翼なればこれと苦樂
を共にし休戚を同くすへし假令其身賤しく職卑き
ものと云へとも他國の士民と同一視すへからすと
仰られたりされは士民の其教に従ひ文武忠孝の道
を守るより外また他事なし況や國政よく整ひたり
とて先年幕府の褒賞を蒙られたること海内知らさ
るものなし然るに未だ二年を経すして俄に致仕せ

しめられしは是れいかなるゆへぞや今度嚴譴をは
解れたりと雖もなほ政事に預ることを許されず上
下疑惧の念やむときなし萬一野心を挾むなと云ふ
ものある時はたゞ水戸一家の瑕瑾のみならず三藩
同一体の瑕瑾たりこれが臣子たるもの寢食を安ん
ずへきにあらず抑道路の風説には前中納言殿釋氏
を憎み國中に廢佛の令を行へりなといふものあれ
と然らず先君威公義公の遺志を繼ぎ神州の正道を
崇み寺社僧祝を論せず法に違ふものは其罪を糺さ
るされは僧徒の戒律を犯し命令に従はざる輩は其
寺院を毀たれしこと無きにあらずそは有司を召し

梅田源次郎傳
て問はせ玉は、其事分明なるへし近年夷狄渡來世の中穩ならざる折柄藩屏輔翼の家にして士民騷動せばゆゑしき一大事と存し奉り不敬を顧りみず愚衷を陳すと申したれば伊勢守には越訴なりとて監物を捕へ水戸に禁錮せしむ程なく罪許されて家に歸ることを得たれども猶も隱居を命せられ職を舍弟式部某にゆつり世をかこちけるさる程に監物忠憤やゝかたなく日夜酒宴に托して交りを四方の志士に結ひ事の風雅に寄せ窈かに回復の策を運しけるその頃諸藩の名士水戸に來るもの多くは監物の門を叩き臂を把て當世の務を談しける就中關西の

志士梅田源次郎大樂源太郎など暫く寄寓して窈かに東西の事情を交通するの便を謀りし也又邸内に擊劍道場を設け少壯子弟を集めて文武を講習せしめ義氣を培養し世の成ゆきを窺ひ居たりける時に幕府の政綱漸く馳るみ内憂外患日に月に切迫し海防の論ますく熾なりしは幕府再たひ前中納言の卿を引起し参らせて天下の輿望に副へられしかば曾て其連累にひそまれ居たりし戸田銀次郎藤田虎之介等も今は江戸に召し寄せられて時事に預るべきの仰を蒙りければ監物もまた舊職に復することを得て藩政も寢る正道に復することとなりし

にぞいやます神徳の辱けなきを感せしとかや其後
井伊直弼大老となり天下の政權を恣にし幼主を擁
し已れが威福を逞せんとしてければ前中納言の卿
を忌み嫌ふこと甚しく又もや幽閉して遂に水戸へ
おし籠め朝旨を以て内勅を降し賜りしをも奉還せ
しめ國難を重ねんとの手たてやゝ切迫となりけれ
は金子孫二郎高橋多一郎等これを打取るへき結構
ありと聞き一味同盟して其隙を伺はんとして或は飲
酒に酩り前後を忘れ或は詩歌を賦し月花を友とし
て日を送る程に世の人深き底意を知るものなして
て櫻田の一擧に眞先かけて敵あまた打とり其身も

痛手負ひしかと少しも屈せず細川越中守が邸に往
き佐野竹之介等と共に事の始末を自訴しけり時に
揮毫を求められ痛手に病み臥しものかくべくもあ
らざりしかつと起きあがりて筆をとり

國の爲め積る思ひも天津日にとけてうれしきけさのあわ雪
とかけりこゝに囚はるゝこと六日はかりにして死
す年三十九小塚原に捨てらる番非人市兵衛収めて
その庭上に埋めぬ寺僧諡して英實居士といふ文久
三年幕府朝旨を奉し其後を収録するに會し歸葬す
るを得たり

經淵要人傳

鯉淵要人鈴陳は常陸國茨城郡下古内村諏訪神社の
祠官數馬義長の嫡子なり幼より武藝を好み殊に劍
術に達しければ常に劍道を以て子弟を奨勵せり天
保の末君冤を雪かんとして江戸にいたり某侯の邸
に哀訴し罪を蒙り齋藤監物と同しく水戸に禁錮せ
らるゝこと數年回復の後ゆるされて家に歸り父の
後を承て祠官となるるの後報效の志日夜怠らず同
志の人を語らぬ共々尊攘の義を唱へ居たりしか萬
延元年の春金子高橋等が大老井伊直弼を狙ふよし
を聞き其むれに入り監物と同しく江戸に趣かんと
すある日その子義次を一間に招き我は子細ありて

遠く旅行せんとす汝は迹に留りてよく家を守られ
よと庭訓を殘しゝにその顔色よの常ならされは義
次いぶかしくていかなる事の候ともいづくまでも
御供仕らんずる物をつゝませ給ふは御情なしと申
しければ要人首打ふりいや／＼此事思ふまゝに仕
おふせたらんにはさてやみぬべし萬一仕損しもし
獄吏汝を捕へて糺問せんに知らざる時は答ふるも
易かりなんざるを知りなから知らすといふは口こ
もりてはきと申し述べかたければ中々知らぬこそ
よけれとて袖打拂らひて出立ちしか櫻田にて事は
てゝ後腹切りて死す年五十一其後義次父がかたみ

の祭服を取り出して見るにその襟の内に同志の友にかきのこしゝ一通の文あり曰く御國難以來兼て忠憤を忍ひ義勇を蓄へ各方に力を戮せ心を同ふして萬が一にも御國恩を報ひ奉らんと張詰め居り共に死生を極め進退致度候得共今や容易ならざる時機さし迫り我等義の重き所更に逃かれがたく必死の覺悟相極め候乍恐天朝公邊を初め我両君の御爲のみならず國家の御爲筋萬武士萬民に代り我身命を皇國天地太神に捧げ奉り武藏野に屍をさらし神州への御奉公を盡し奉り候間我等心中御祭し如此誠心御繼ぎ可被成候謹言と認めて後に數首の和歌

とぞのこしける今その一首を録せり

國の爲君のためとや思ひたつ身は武藏野の露と消ゆとも

稲田重藏傳

稲田重藏正辰は常陸國那珂郡下國井村の農孫右衛門が子なり幼時より水戸の藩士田丸稻之右衛門直諒の家に事へたりしが天保中直諒がすゝめにより町方同心となり金子孫二郎郡宰たりし時その謹慎朴直なるを以て郡吏に擧げらる孫二郎職やめられて善からぬもの時を得たりしかは重藏やすからす思ひ書を上官に送りてこれを論しければ罪をかふふりて其職をやめらる孫二郎再たひ用ひられしに

重藏もまた舊職にかへりやかて内元締に擧られ諸士の列に入る孫二郎が大事を思ひ立ちける時早く其むれに入り國を立出んとせしむ妻子等これを知りて引とめなはゆしき大事なりと思ひ一夕酒酌みかはし何氣なく此度所用ありて江戸におもむくへき用意せり歸りくる日の遅くとも待わひ給ふなとて孫二郎に従ひ出立ち眞壁の宿に至ればこの世の中物騒かしきを以て幕府捕手をしてこゝかしこを守らするに孫二郎主従のすがた恠しければ跡を慕ひ來るものあり重藏竊かに孫二郎にさゝやきこゝにて捕はせ給はゞ大事やみぬへし某御名を申

賜りて死に就くへしその際に逃れ去り玉へといふされと二人が勇氣にや恐れけん近寄るものもなくて難なく江戸に着けるに同盟の士來會するもの多からず重藏いやく人を待ち期に後るへきにあらず決斷して行はんになどる衆寡を問ふへきといひしかは其議一決す櫻田にて重藏眞先に進み許多の敵と渡り合ひ身に十餘創を蒙りてその場に死す年四十七

杉山彌一郎傳

杉山彌一郎當信父を孫十郎といふ鐵炮師を以て前中納言の卿に筮仕す彌一郎その技に工みなると父

祖に勝れり卿が駒込の邸に幽せられ給ふ時文武の師範役及び牀几廻組を以て非常を戒めらるこれ幕府の害を加ふるの用意なりともれ聞ひければ彌一郎もそのむれに入らんと思へとも職卑しければ力及はず猶主を思ふ心止みかたく忍ひて江戸に赴き夜なくその館を守りかくなん

烏玉の夜はすかたに忍ひつゝ守るは君が爲とこそしれその後同志の人々と長岡驛に屯して勅書奉還の事ととめ井伊を狙ふ時その舉動を伺ひ詳らかに仕の時刻従兵の多少を聞きさだめ襲撃のたよりとす事はてゝ後堀丹波守の邸に囚れて斬らる年卅八

蓮田市五郎傳

蓮田市五郎正實は榮助宗道の長子にして町方同心たり幼時父におくれみなしごとなる學問を好みたれども家貧しく紙筆を購ふへきすべなければ三度の食を減しその費に充んと思ひおこしその日より饑を忍ひて勉強學ひ日夜怠るとなし聞くもの感賞して斯子他日成立する所あるへし凡人の及ふへきにあらずといひあへり安政の初に寺社方の手代となる齋藤監物は神官なりければ職務に就きていと親しかりけるにそ遂に相かたらひて櫻田の一擧に同盟し事はてゝ後本多修理亮に預けらる幕府の

有司これを糺問し汝等徒黨を聚め天下の大老を撃
んとすると上を犯すの罪許すべからずと雖も逃
げ隠れもせて自首して刑を待つこそ神妙なれ抑君
の祿を食むもの其命に従ふは理の當然たり徒らに
身を殺すを以て義とすへきにあらずこたひの事ま
のあたり君命を受けずとも必ず傳へ聞くところあ
りて思ひ立ちしなるへしと云市五郎臆したる色も
なくこは存じもよらぬ仰るな和君は前中納言殿が
罪を蒙りしと大老の所爲に出でたるを以て我等に
命しこれを打取り怨みをはらしむと曰つたもふまこ
とのたもふが如くならば水戸の家臣數千人に下ら

すなとか其人なくして賤しきわれくが刺客の謀
を用ひ玉ふ事やあるへしこたひの事水戸家臣のみ
にはあらず薩摩の人もまたそのむれに入りたれば
君命にあらざることを知らるへし抑前中納言殿は上
を敬せらるゝとよのつねに超へたりこたひの事を
聞せ玉は驚き憂へさせ玉はんと我等に於ても心
苦しきかぎり也只今の仰まけても存しよらぬとな
りと申しよるば有司るさねてさらは何ゆへある
大事を企て且つは名義の正否を辨へざるやといへ
は市五郎仰には候得ども前中納言殿の忠誠無二の
名君たるは天下の遍く知る所なりしかるに幕府常

にこれを疑ひ玉ふ故かゝるとさへ玉ふなるへし
それに引かへ大老井伊氏は朝旨をおし過め祖先の
法を壞り擅に夷狄を近づけ親藩を攘斥す是天下の
罪人にあらずや天下の浪人を以て天下の罪人を討
せん他人の指圖をうくるとやある罪魁を除き國
運を挽回するを得は身死して餘榮ありこれ小節
を捨てゝ大義を取る所以なり如何なる拷訊にあふ
とも前中納言殿に無實の罪をおはせ参らざる事は
得せじと申切りてければ有司も其忠誠を感じけん
また問ふことも無かりけり市五郎窮にこの問答の
詞を筆記しその奥に書して幕吏もし誣言して我老

公おも連累とせば吾死すとも嘆すること能はず後
にこの書を読むものあらば吾か一片の血誠を諒察
して不遜の言を咎むること勿れといへり詩歌數首
あり中に就て一二を掲ぐ

欲挽頽瀾回世運。一朝斬破賊臣頭。微軀縱爲壘粉滅。凜々英
名千歲流

綠酒奉歡慈母傍。花枝風興樂無疆。三更夢寐驚危坐。不在家
庭在異鄉

降り積る思ひの雪の晴て今仰くもうれし春の夜の月
斬られし時年二十九と聞ゆ外に詩歌若干首あり拙
著烈士詩傳に譲りてこゝに載せず

森山繁之介傳

森山繁之介政徳は五八の子也人となり沉雋跌宕苟くも屈下せず性敏慧にしてよく事を辨す安政の初め矢倉奉行高橋多一郎に識拔せられその部下に屬す返勅の議起るに及びて同志の人々と長岡驛に屯せしが二月十八日の擧により事變の回すへからざるを悟り微行して江戸にいたり森五六郎大關和七郎等が忍ぶに事擧げせんとするに同意し共に櫻田の役に從ひ健闘して數ヶ所の瘡を負てけり森大關杉山と同じく細川越中守邸に訴へ出て事の顛末を申演べけるに辯舌さわやかにてその陳述するところ

る聊かくもりなかりしかば應接の役人共從容として死に就くのさまを見やりて天晴れ勇士なりとて惜まれしとその後田村磐二郎の邸に囚われて斬らる年二十六臨終の歌に

君が爲おもひ残さぬ武士のなき人數に入るをうれしき

廣木松之介傳

廣木松之介有良は評定所物書雇なり大關和七郎と睦しかりければ櫻田の企てに同盟し事はてゝその場を逃れ去り一旦國に歸りしが父某がいかにもその場にて打ち死をは得せずして歸りしやと罵りたれば松之介志を勵ましそこゝと潜みあるき能登の

國正院村の日蓮宗某寺の住職はゆかりある人なれば尋ね往き僧形となりて潛み居たりしか餘りに詮鑿きびしきによりそこより便船にて佐渡の國に航し久しくありてまた再たひ能登に來りそれより越中の或る寺へ往き身を寄せたりけるに同志の人と皆刑せられたりと聞き歎息して吾一旦の死を逃れ今日に至れるは後に圖る所ありてなり今はしも世の中の事せんすへなし獨生を偷むへきに非ずとてある日主僧に謁して四方八方の物語りするうちに人生は朝露の如しとかや今日無事なる顔を見たりとてあすはいかゝあるへき某もし萬一の事あらん

には後生をよきにはからひ玉はれかしと言葉を殘して立去りぬ程なく墓所にて腹切りうせぬる人ありといふに和尚いたり見れば松之介にてありき時に文久二年三月三日なり年二十五その翌年甲子の十一月にいたり行脚の僧水戸に來りて松之介の家を尋ねそがたみの品とさし出し最後のありさまなとこまゝ語りいだせしにそ一家の人とも久しくゆくへを知らざりしか初めて臨終のやふすを聞きかたみに袖をしほりしとなん某云當時松之介江戸傳馬町の獄にて死刑となりし報を得て父三藏遺骸引取として水戸よりいたれり容良骨柄のわが

子に肖もやらすそのうちに知る人ありて後藤哲之
介が亡きからなりと云ふにより空しく歸國せしと
ありこは松之介が其場を逃れ出て越後の新潟に飄
泊せしに圖らすも哲之介にめぐりあひたり哲之介
は久しくこゝにありて知る人も多ければ路費の用
意なと何くれととりなして他へ逃しやり松之介が
印形を預り居たり同し國なまりの人とて遂に捕は
れとなり糺問の上取持の品取調べしに紛れもなく
松之介の實印なればいひとくすへもなく遂に牢屋
に送られたるなりと亡友小山春山その頃獄中にあ
りて知れるを以てその顛末を物語れり因てこゝに

哲之介の略傳をかゝけまたその時新潟にての口書
なるものあり参考にもと併せ記すこと左の如し
後藤哲之介輝は常陸國久慈郡和久村の郷士なり慷
慨して國をいて四方に奔走せしが文久元年新潟に
て常陸訛の言語を恠まれて捕はれ姓名を問はれし
に廣木松之介と答ふそは井伊殿を犯せし者なりと
て嚴しく警固して江戸に送られしが其人ならぬと
を知られけれども獄に下し別に糺問の旨もなく
月日を経るに其後一粒の食をも喰はざりしが三年
九月十三日終に息絶へたり年三十二
廣木松之介新潟に於て穿鑿口書の書面

水戸殿家來にて出奔致候由申立候

西十二月十九日揚屋入

廣木松之介 西三十五才

右之者致吟味候處妻弟共家内三人暮し水戸城下上町白銀町に住居小普請と唱へ無役にて金八両三人扶持宛行請け弟一同提燈張致し相暮罷在尤宛行は家内人數高に應し増減有之一人に付一人扶持金壹兩貳分程宛に有之候頭支配は月に相代り候得共去申二月出奔致候節は高橋源右衛門組下に有之候父と廣木三藏と申是又小普請組にて去未年三月十五日五十八歳にて病死致し候に就き同年五月中と覺ゆ家督致し母はセンと申候水戸殿領常州那珂郡青

柳村百姓助藏より縁付参り去る午年九月五十才にて死し妻キヨは同家中玉村助左衛門娘にて三ヶ年前貰ひ受け當西廿八才弟松藏は同廿五歳に相成先祖は右青柳村百姓にて三藏と申年曆不覺水戸源文殿御代與力に被召出此者迄五代相續致居候處近年外國御通信諸藩交易御差許相成候に付御國政御改革被仰出加之乍恐御祖宗の御遺命にも被爲背長崎表踏繪と被廢候上邪教寺と御取建に相成候由及承皇國の御爲に不相成儀歎敷且殘念に存候出府の上御老中へ罷出交易御差止相成候様直訴可仕と年來厚く相交り候同領分同國茨城郡靜村神主齋藤監物

並同家中にて學友杉山彌一郎と密に申合候後同人
は出府致候間跡慕ひ打合せ候積を以て去申二月八
日家内の者へ無沙汰に出奔致し兼て契約の通り監
物方へ相越候處同人病氣にて同道相成兼候に付江
戸表にて待居る積の處路雜用乏敷候間及合力右才
覺中同十三日迄同人方へ逗留致し同十四日出立筑
波へ登山志願成就の義相祈二日の間參籠同廿日夜
下総國關宿より乗船翌廿一日江戸表着深川海邊大
工町名町不存郷宿に止宿致候所取落物有之一ト先
歸國の積翌日出立水戸道中へかゝり同廿五日歸宅
尙又廿七日出立廿九日江戸着前同所へ止宿翌三月

朔日淺草藏前通にて杉山彌一郎に行逢候間最寄酒
店に於て酒飲前書直訴の志願彌々相遂度様相噺候
處外に手段有之候間明二日芝愛宕山境内へ可相越
委細の始末は其節談判可致旨申聞候に付立別れ候
頃は夜深候間兩國橋邊明船へ泊り同日愛宕山へ相
越同人へ面會致候處交易御差止の儀御老中方へ歎
願致候とも御取用有之間敷右は畢竟井伊掃部頭筆
頭にて萬端一巳の權威を震ひ品々奸惡の及所業候
儀に付國家の爲身命を抛明日同人登城を待請途中
に於て打果し候上其段御老中方へ申立候は、自然
御取用にも可相成と同志の者十七人申合尤其期に

至り手負の者は致自訴無難の者は一先場所を立去り一兩年の間何れへ成共立忍ひ跡の成行見及候上彌御取用不相成候はと素と國家の爲とは乍申對公儀不容易所置に及候義に付銘と自訴致候積り且齋藤監物も疾に出府一味に有之右に付ては同夜吉原町游女屋へ寄合候手筈申合候事の由密話も有之候に付尤の儀と存直様一味可致段相答夫々も同道にて櫻田御門外地理の様子見置夕七ツ時吉原町名前不存游女屋へ相越候所右監物初同家中佐野竹之介大關和七郎廣岡子之次郎森五六郎黒澤忠三郎蓮田市五郎稻田重藏關三十郎

本文關三十郎は岡部三十郎の儀に而は無之哉と相糺候處右は十ヶ年程以前不調法の儀有之主人

方暇相成候に付岡部と改姓致し候義雖斗候得とも暇相成候節は關と名乗候儀の由に御座候 増子金八森山繁之介領分神

官にて鯉淵要人海後嵯峨之介并水戸家にては又者と覺候關鐵之介事關新兵衛薩州浪人有村治左工門姓名不存者とも豈人追と罷越尤其節始て面會致し候者も有之此者共治左衛門子之次郎外豈人は先供へ立向ひ監物彌一郎等は掃部頭殿を目掛け其餘は游軍并に跡供を支へ候積り且御同人を打留候へは聲立候筈に付右と相圖に戦争を相止場所速に立去候積暫時列席竊に夫と申合翌三日曉七ツ時頃吉原町出立駕籠に乗り明ヶ頃愛宕山へ登りし所同志の者共追と相集り路々旅支度致し中には着込竹具足

等用意の者も有之折節雪降出候に付其身半纏股引
 脚半赤桐油竹子笠等相用五ツ時頃より櫻田御門前
 所々にイみ待受候處同刻過掃部頭殿登城に治左衛
 門方外へ近寄候間治左衛門等四人先供に突當り答
 め候を汐に一同雨具かなくなりすて拔連切掛け此者
 は二人へ手負ひさせ候迄は覺居候得共其後は確と
 見留めも無之由間もなく合圖の聲立候に付直様引
 上候得共戰鬪の紛刀の鞘振落し候間無是非携居候
 刀は本文刀の儀は無銘長二尺七寸鐔は鉄すかし葵唐神撲様縁頭鐵無地目
 貫龍金焼付鮫黒塗柳糸黒鞘黒けしたたき下け緒黒眞田のよし申立候 堀際と覺投捨
 駈走り候砌治左衛門は首級を太刀に貫ぬき驅行候
 と見受候得共其餘の者共は何れに散亂致し候哉不

相辨暮六時頃板橋宿へ罷越同所に於て紺木綿股引
 脚半相調町人体に相成京都へ立越候積信州路に於
 て脇指は通り古鐵買に賣拂懷劍所持大津宿迄相越
 候所京都は手配嚴重の由風聞承候に付大津より船
 にて海津へ相廻り候節懷劍は湖水へ取落し夫より
 越前能登越後國等所々賣卜又は日雇稼等致し立廻
 り風聞承り候處交易御差止に不相成而已に無之新
 潟表へも御開港相成候に付此節新規に御臺場御立
 連に相成候由の風説有之左候ては彌願意不相貫儀
 に付右御立連ぬの有無見届萬一事實に於ては最早
 志願も是迄の儀と存絶ち兼而申合の通出府の上自

訴可致と決心致し當月十八日新潟表へ罷越海岸御
臺場御立連の模様見請候後

本文新潟御臺場の磯は是迄洲崎御番所付にて海岸近くには有之近年海當強く追々穴崩れ危難の場

尋寺町通徘徊致し候所支配向の者に被取咎被差押
候儀の旨申立候

増子金八海後嵯峨之介傳

増子金八は水戸藩士増子三郎太夫の弟にて櫻田の
舉に加はり事はてゝ後逃れて處ゝに潜匿し恩赦に
あふて家に歸りて病死す

海後嵯峨之介は久慈郡米崎村郷社の祠官なり曾て
劍術に熱心なりしか櫻田の役に勇戦し難なく其場

と切り抜けその行衛を知るものなかりしが恩赦の
後家に歸りて黙處し敢て當時の事を物語らす今に
猶恙かなし姓名を改めて菊地某と云新潟にて捕は
れし廣木松之介か後藤哲之介にてありしと關鐵之
介が現場の指揮役たりし事は海後も同しく物語り
せり

櫻田烈士傳大尾

明治三十年十月二十四日印刷
明治三十年十一月一日出版

定價金貳拾五錢

著者 綿引 泰

京都市下京區五條橋東六丁目拾七番戶寄留
茨城縣水戸藩士族

發行者 豐永 篤平

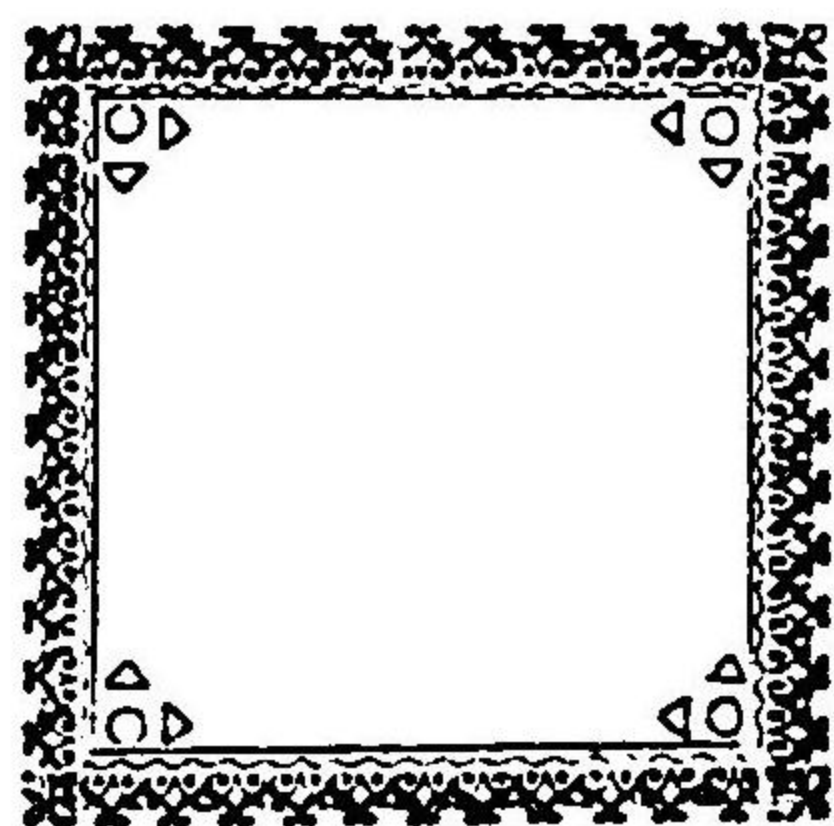
香川縣豐田郡觀音寺町大字觀音寺千四百拾一番戶

印刷者 中山 寅吉

香川縣豐田郡觀音寺町大字觀音寺千五百廿七番戶

印刷所 西讚印刷所

香川縣豐田郡觀音寺町大字觀音寺千六百八十三番戶



69
98

香川縣豐田郡觀音寺町大字觀音寺千六百八十三番戶

發兌元

郁文館

關東大賣捌所

東京博文館

全大賣捌所

東京須原書肆

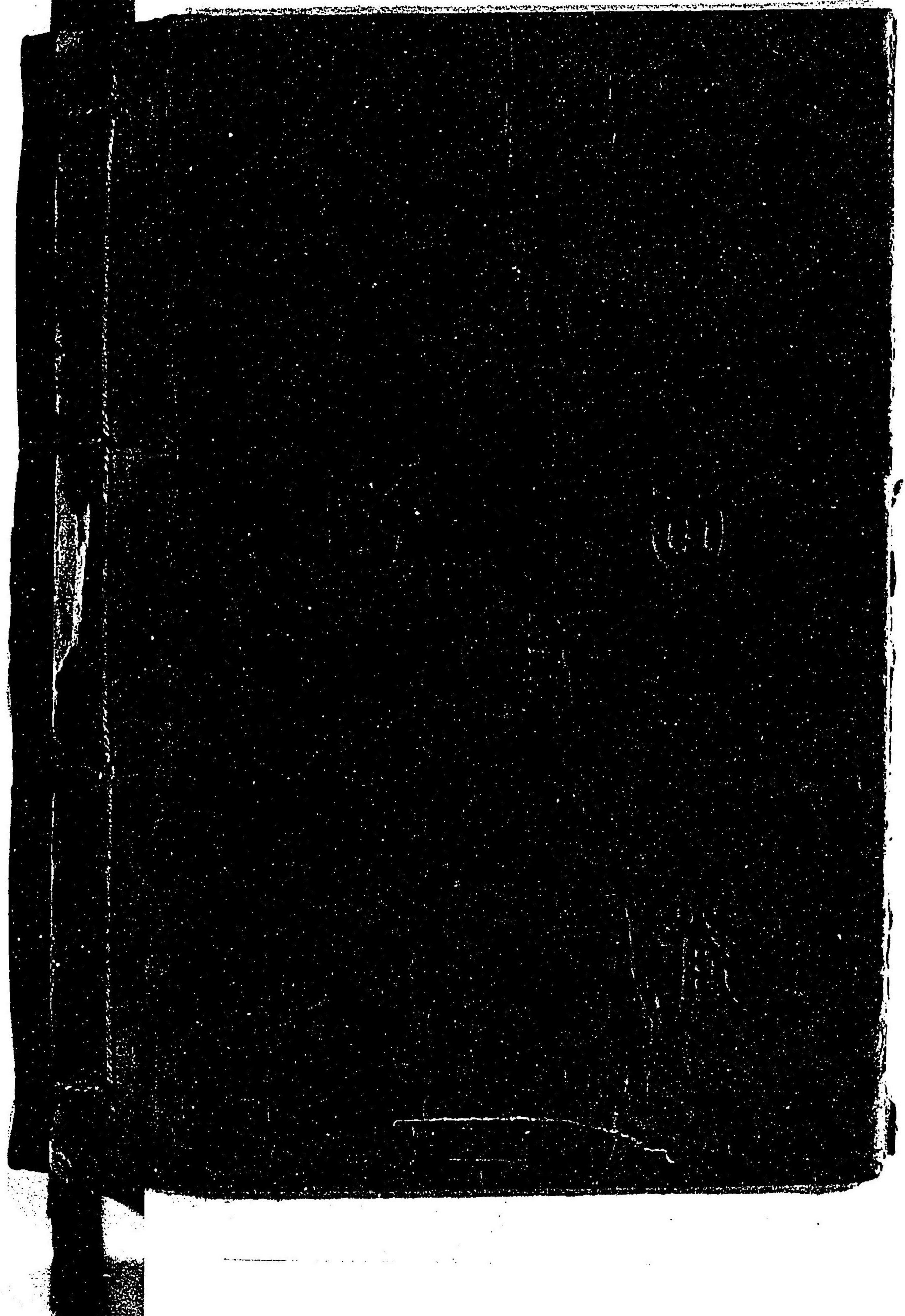
關西大賣捌所

大阪岡島支店

全大賣捌所

大阪青木嵩山堂

69
78



Ⓜ

004459-000-8

69-98

桜田烈士伝

綿引 泰/著

M30

ACE-0973



